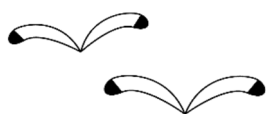


第3期 洲本市地域福祉計画

計画期間:令和3年度～令和8年度

人がつながり ささえあい
ともにつくる まちづくり



令和3年3月
洲本市

は じ め に

本市の第2期地域福祉計画の最終年度である令和2年度、全世界は新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に見舞われ、緊急事態宣言による外出自粛や生活様式の見直しを余儀なくされることとなりました。

緊急事態宣言下においても、住民の命や生活を守るため、感染リスクと闘いながら、医療・介護等の現場で活動をして頂いた方々に、心から感謝申し上げます。

洲本市では平成27年3月、「人と人のつながりを大切にし、地域で支え合うまちづくり」を基本理念として、第2期地域福祉計画を策定し、その基本理念の実現のために、関係機関と連携しながら、「地域福祉活動の担い手となる人材の育成」、「相談支援体制の充実」、「つながりを大切にする福祉のまちづくり」を進めてまいりました。

この間、高齢者の地域での孤立や高齢者及び障害者の経済的貧困、ひきこもり、子供の虐待、障害者を世話する親の高齢化など、これまでも懸念されていたことが社会問題化しているとともに、複雑で多様な問題が絡み合っているケースもあり、個人や家庭で解決することが難しい状況となっています。

また、「団塊の世代」と呼ばれる世代が75歳以上となる令和8年には、支援を必要とする方がますます増加すると予測されます。

こうした状況を受け、幅広い世代の市民や、地域の様々な主体が「我が事」として自分が暮らす地域に関心を持ち、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域で必要とされていると感じられる役割と居場所がある「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

このため、第3期洲本市地域福祉計画では、「人がつながり ささえあい ともにつくるまちづくり」を目指すまちの姿として位置付け、各分野で共通して取り組むべき内容を柱に据えて、令和3年度から6年間の地域福祉の推進に関する基本的な方向性を定めています。

なお、地域福祉の推進と基本理念の実現には、市民の皆様をはじめ、各種団体、民間事業者、行政が連携して地域の福祉活動に取り組むことが必要不可欠であることから、今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力をくださいました推進委員の皆様をはじめ、関係各位並びに貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年(2021年)3月

洲本市長

竹内通弘



目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1.	地域福祉計画について.....	1
2.	計画策定の背景と趣旨.....	3
3.	計画の位置づけ.....	6
第2章	本市の現状と課題.....	9
1.	統計からみえる現状.....	9
2.	これまでの取り組みと今後の課題.....	18
第3章	本計画のめざすもの.....	28
1.	基本理念.....	28
2.	基本目標.....	29
3.	基本的な視点.....	31
4.	計画体系.....	32
第4章	施策の展開.....	33
基本目標1	地域福祉活動の活性化.....	33
基本目標2	地域で暮らしていくための支援.....	40
基本目標3	総合的な相談体制の確立.....	46
基本目標4	安心して暮らすことができる環境整備.....	51
第5章	計画の推進.....	57
1.	協働による計画の推進.....	57
2.	評価・進捗管理.....	60
資料編		61
1.	用語集.....	61
2.	洲本市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	64
3.	第3期洲本市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	66

第1章 計画の策定にあたって



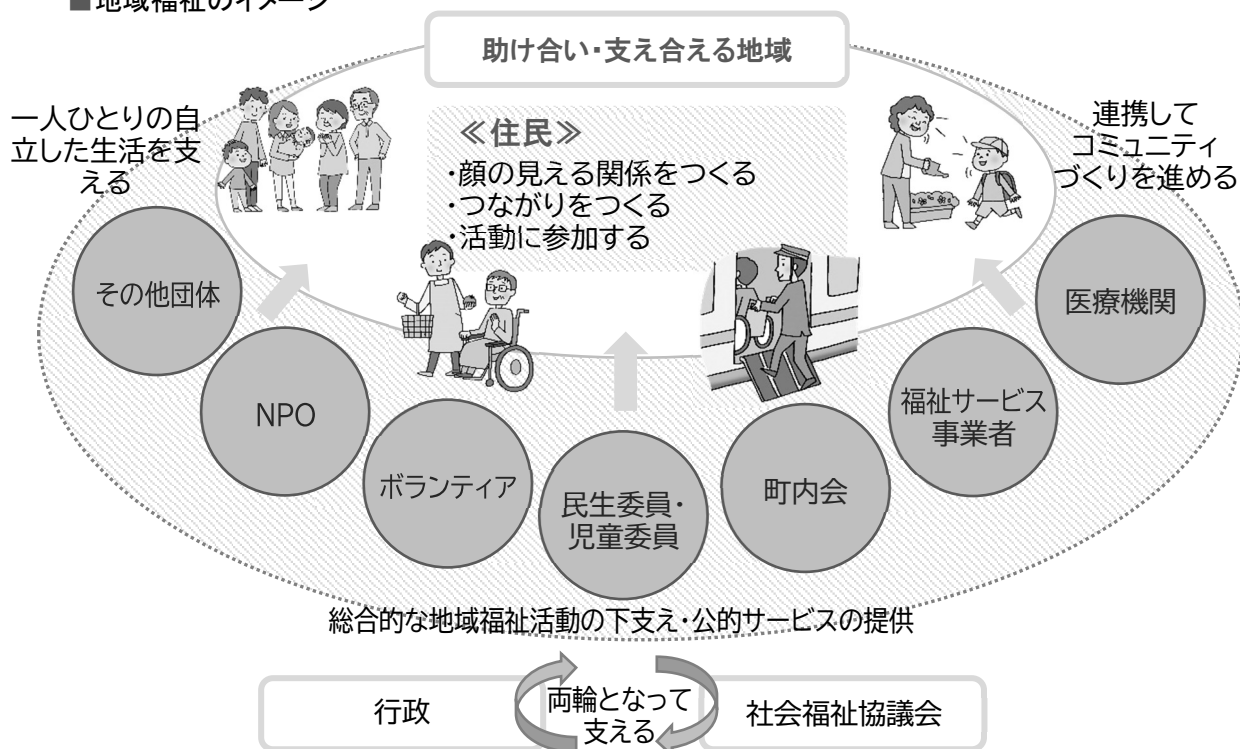
1. 地域福祉計画について

(1) 地域福祉とは

- 「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。
- 「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- 一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、全国的な人口減少は進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

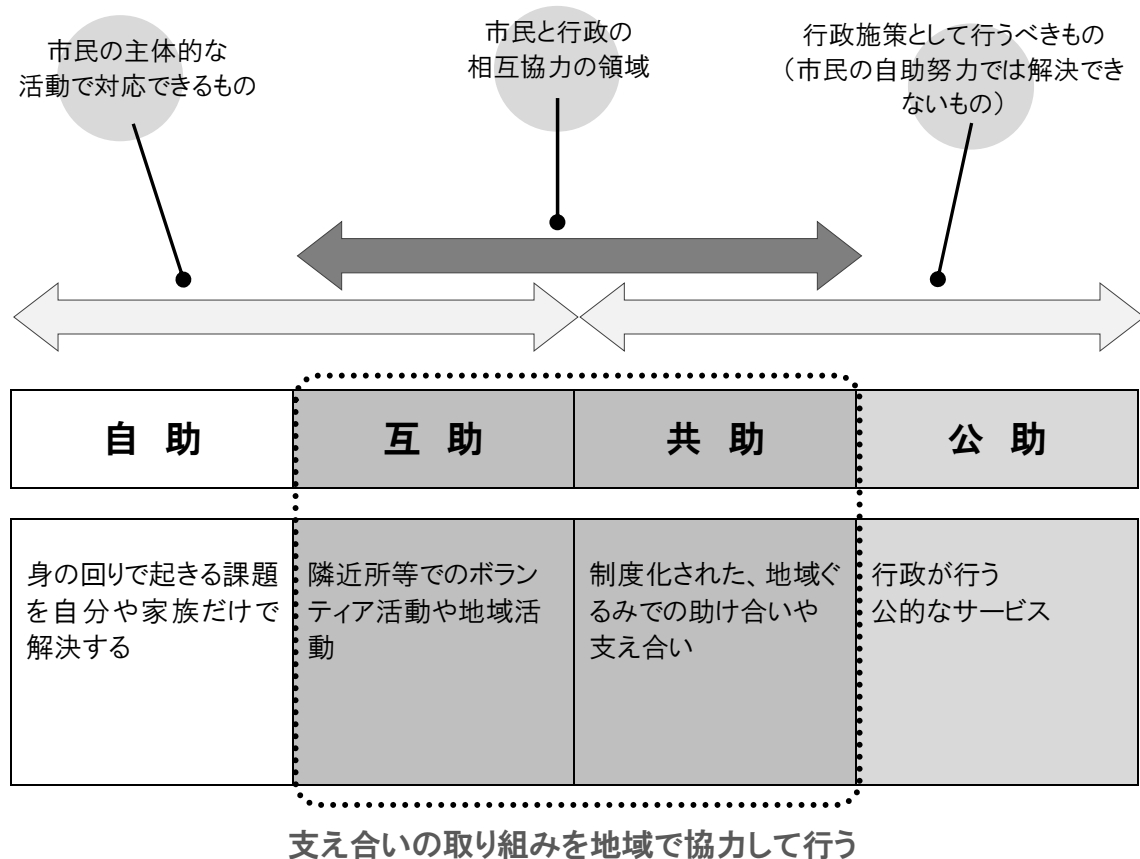
■ 地域福祉のイメージ



(2)「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

- 地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要となります。
- 今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政だけでなく、協力・助け合いが必要となります。

■「自助」「互助・共助」「公助」



たとえば・・・

日頃のあいさつや
見守り

地域活動への参加
地域での交流

地域での
ちょっとした手助け



2.

計画策定の背景と趣旨

(1)策定の趣旨

洲本市（以下、本市）においては、国や県の動向も踏まえ、社会情勢の変化による新たな地域課題に取り組むために、平成 27 年度に「第 2 期洲本市地域福祉計画（以下「第 2 期計画」とする。）」を策定し、平成 28～令和 2 年度において、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合える、福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、子育て家庭の核家族化や超高齢化が急速に進行しており、高齢者や生活困窮者など、制度の狭間で苦しむ人や複合的な問題をもつ人の増加が懸念され、新たな社会問題への対応が求められる中で、改めて総合的な福祉施策を検討する必要性が生じてきました。

そこで、令和 2 年度を目標年度とする「第 2 期計画」が期間満了となるとともに、社会保障制度全体も大きな転機を迎えていることなどから、「第 2 期計画」の見直しと実状把握をもとに、地域特性を踏まえた地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本指針として、この「第 3 期洲本市地域福祉計画（以下「本計画」とする。）」を策定するものです。

(2)社会的な動向

①複合化する課題への対応

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支えあい等の機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障害者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050 問題、ダブルケア、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

②持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

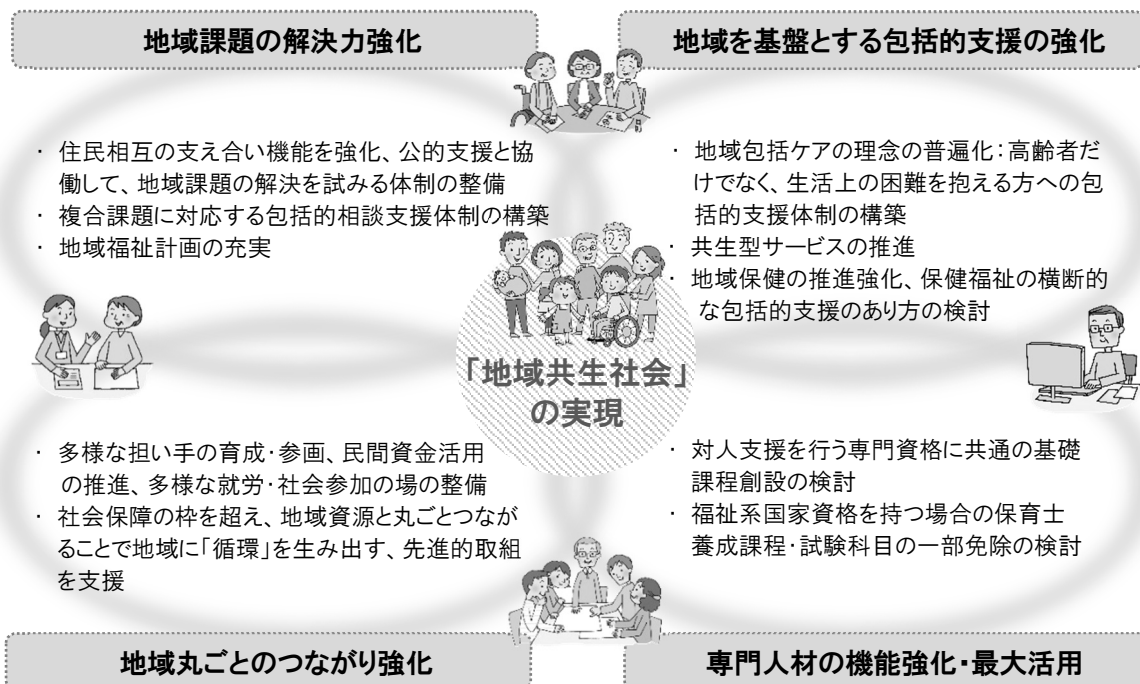
(3)国の動向

①地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

今後の福祉のあり方として、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立している場合も多いため、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。行政や専門職では行き届かないところで行われる、市民同士の見守りや助け合いといった活動は、場合によっては専門職による伴走型の支援と同等か、それ以上の力を発揮することもあり、これからの地域福祉には必要不可欠となっています。

■国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



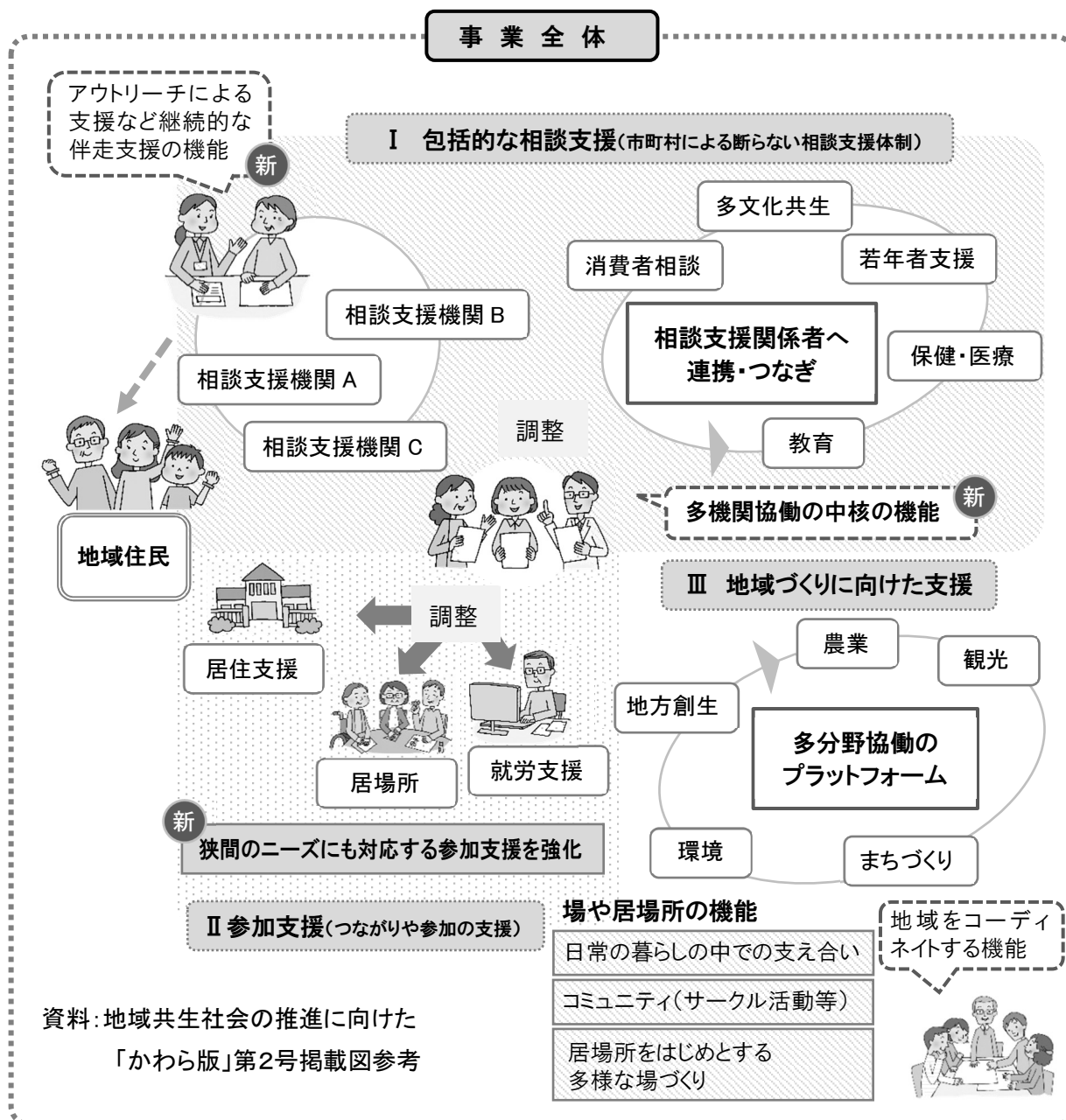
資料：平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考

②「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

■地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要（イメージ）



3. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、本市における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

■社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 計画の期間

本計画は、令和 3～8 年度までの 6 か年を計画期間とします。社会状況の変化など必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

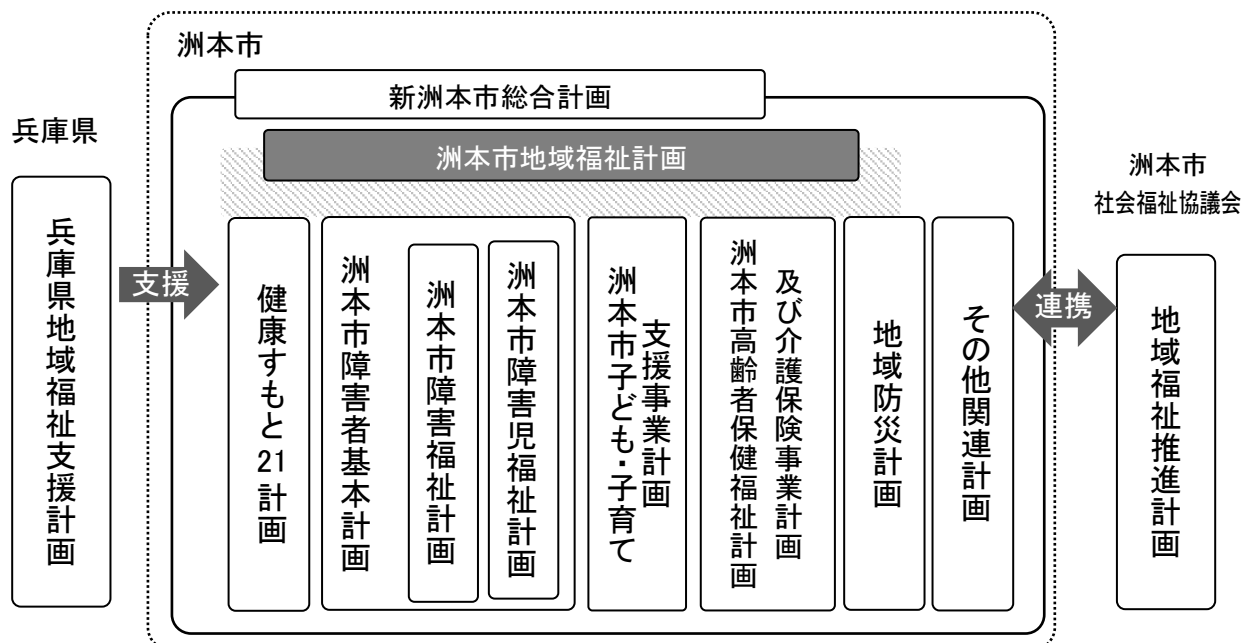


(3)計画の性格

本計画は、「新洲本市総合計画」の分野別個別計画とし、「兵庫県地域福祉支援計画」と整合性を図りながら、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、福祉のまちづくりなどについての方向を示すものです。

また、「健康すもと 21 計画」「洲本市障害者基本計画」「洲本市障害福祉計画及び洲本市障害児福祉計画」「洲本市子ども・子育て支援事業計画」「洲本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」やその他関連計画（「洲本市地域防災計画」など）を一部内包し、かつ、既存計画による施策のみでは解決できない生活課題に対応するための計画です。

また、市民の活動計画として、洲本市社会福祉協議会が市民と協働して策定する「地域福祉推進計画」と連携を図っていきます。



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
新洲本市総合計画	前期計画				後期計画					
健康すもと 21 計画	第2次				第3次					
洲本市障害者基本計画	第2次	第3次								
洲本市障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期	第6期			第7期					
洲本市子ども・子育て 支援事業計画		第2期					第3期			
洲本市高齢者保健福祉計 画及び介護保険事業計画	第7期	第8期				第9期				

(4)第4期兵庫県地域福祉支援計画

県では、地域社会の現状（社会的孤立・社会的排除の深刻化、住民が抱える課題の複合化等）や地域福祉政策の動向（「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」の制定、社会福祉法の改正等）等を踏まえた見直しが行われ、平成31年3月に「第4期兵庫県地域福祉支援計画」が策定されました。

兵庫県地域福祉支援計画

〈基本目標〉

多様なつながりが創るユニバーサルひょうご

〈基本理念〉

- ①ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の視点
- ②リスクマネジメント(生活・福祉課題の発生予防・対処)の視点
- ③コミュニティづくりの視点

〈推進方策〉

- 1 地域住民や地域団体等から構成されるネットワークの構築
- 2 包括的な相談支援体制の構築
- 3 地域福祉を推進する人材育成
- 4 地域づくり活動の活性化
- 5 地域福祉の推進基盤の強化(市町地域福祉計画の実効性を高める)

(5)社会福祉協議会との関係

洲本市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な担い手として位置づけられており、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、本計画と並行して、「地域福祉推進計画」の策定をしています。また、社会福祉協議会は社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

本計画は地域福祉を推進するための仕組みや行政施策についての計画であり、一方、洲本市社会福祉協議会が定める「地域福祉推進計画」は、地域住民をはじめとする市民を主体とした多様な協働を具体的に進めるための活動や実践についての計画です。

2つの計画は連携して地域福祉を推進するための関係となっており、市民主体の取り組みを支援していくことが求められています。



第2章 本市の現状と課題

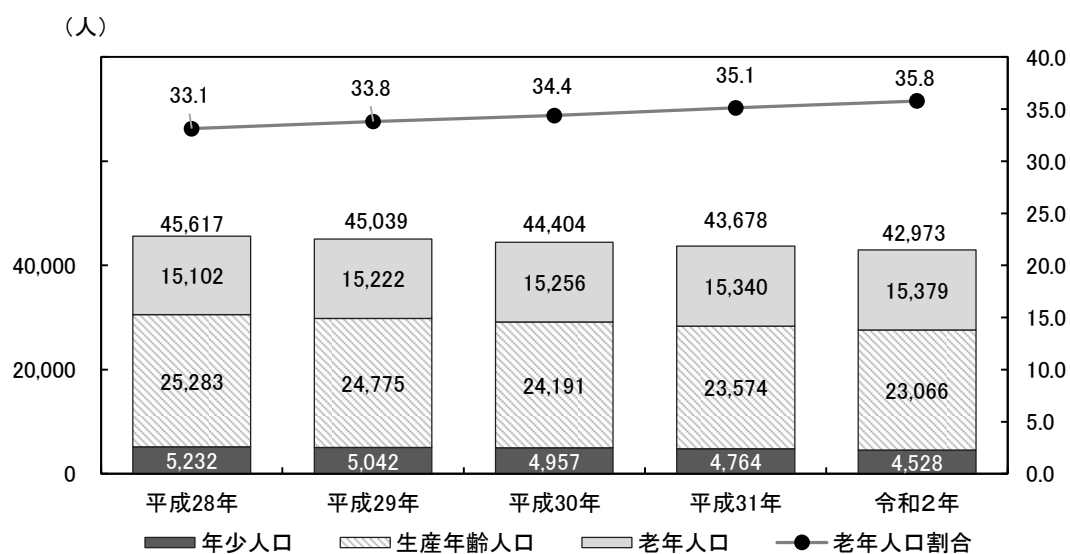


1. 統計からみえる現状

(1) 人口の推移

年齢3区分人口比率についてみると、0～14歳の年少人口割合と15～64歳の生産年齢人口割合の減少が続いているのに対し、65歳以上の老年人口割合は増加を続けています。

■ 年齢3区分人口比率



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分人口の推移

(人)

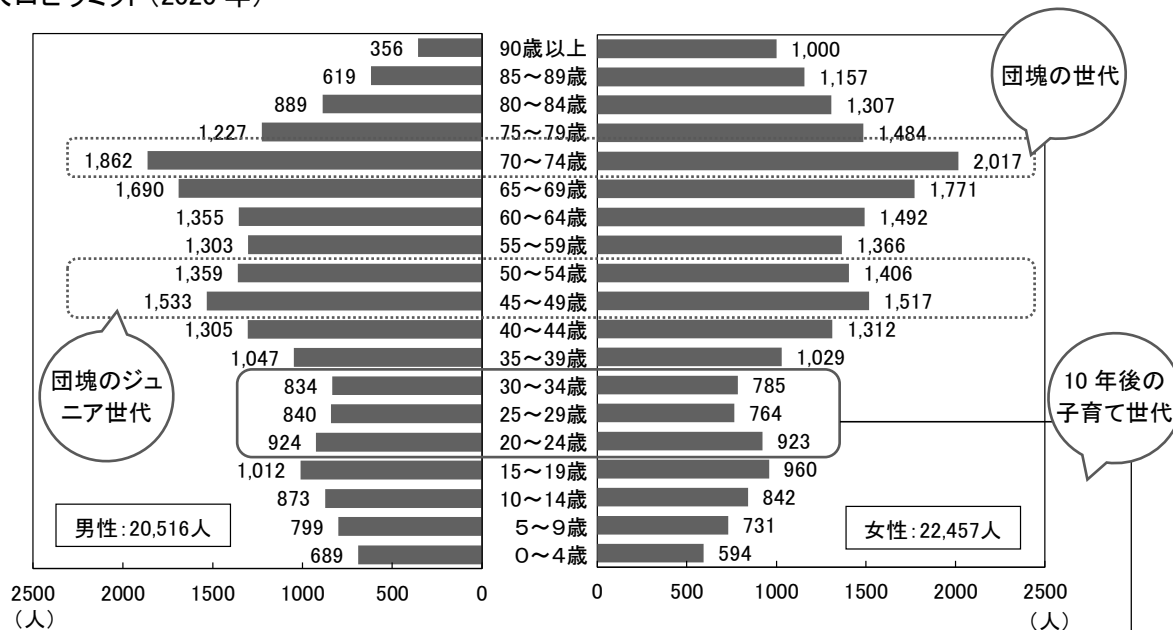
		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
年少人口	0～14 歳	5,232	5,042	4,957	4,764	4,528
生産年齢人口	15～64 歳	25,283	24,775	24,191	23,574	23,066
老年人口						
65 歳以上		15,102	15,222	15,256	15,340	15,379
老年人口(前期高齢者)						
	65～74 歳	7,299	7,356	7,338	7,361	7,340
老年人口(後期高齢者)						
	75 歳以上	7,803	7,866	7,918	7,979	8,039
計		45,617	45,039	44,404	43,678	42,973

(2)人口ピラミッド

令和2年（2020年）の人口ピラミッドは、男女ともに「団塊の世代」である70～74歳、「団塊のジュニア世代」である45～54歳の人口が多くなっています。

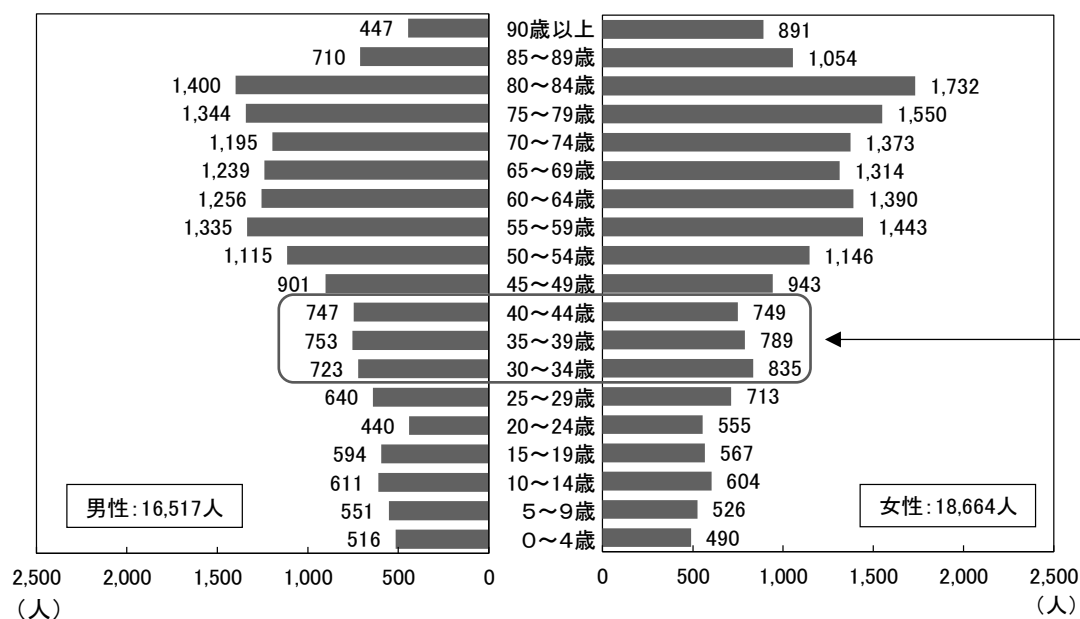
また、令和12年（2030年）には人口は4万人を下回り、その後も人口減少が継続し、高齢化率は40%程度に上昇することが見込まれており、このような環境変化に対応するための諸施策を展開していく必要があります。

■人口ピラミッド(2020年)



資料: 住民基本台帳(令和2年4月1日現在)

■人口ピラミッド(2030年)

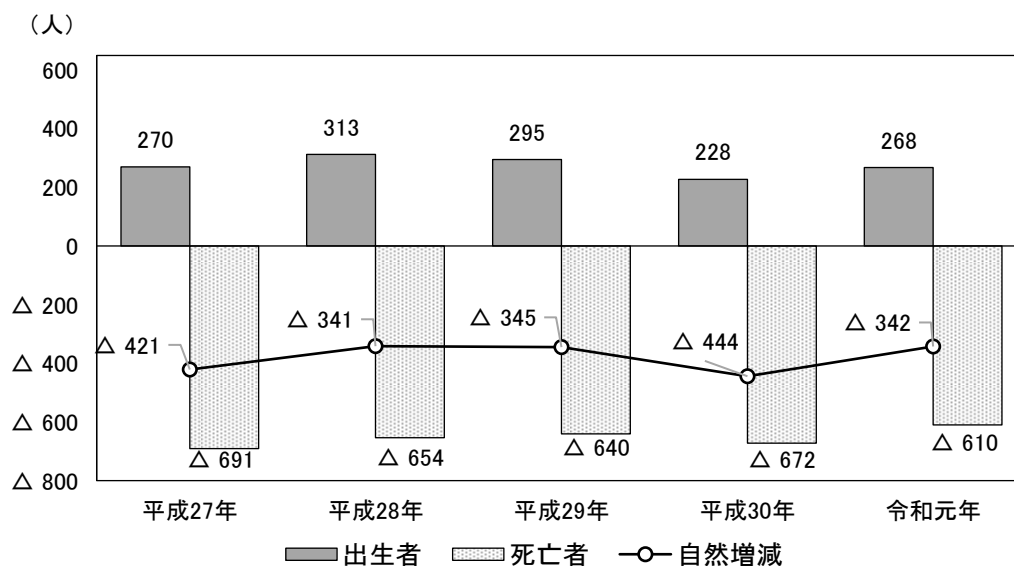


資料: 国立社会保障・人口問題研究所のコーホート要因法による推計

(3)人口動態の推移

本市の自然増減（出生・死亡者数）の推移をみると、各年で死亡者数が出生数を概ね400人程度上回っており、自然減が続いています。

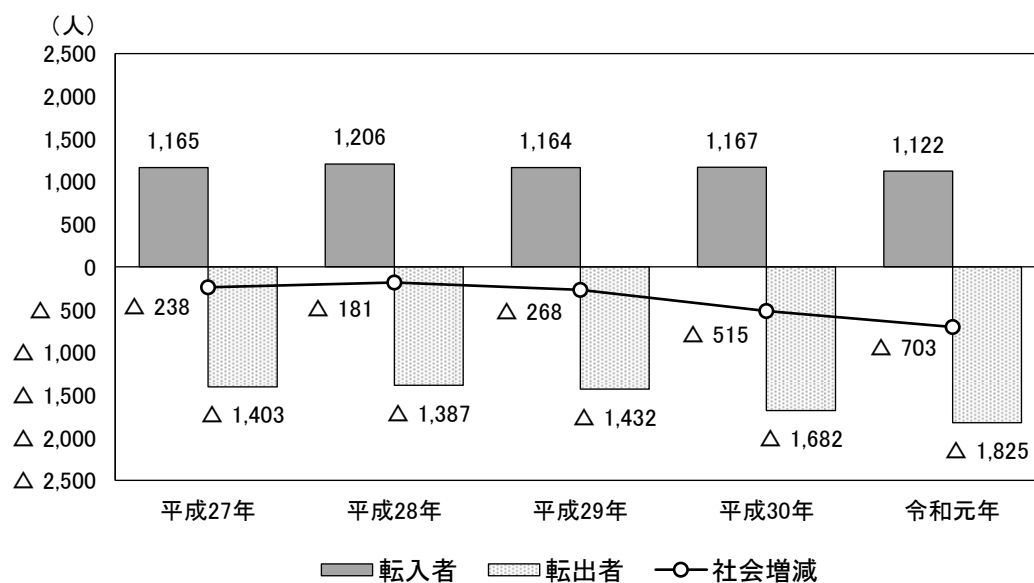
■出生・死亡者数の推移(自然増減)



資料:兵庫県住民基本台帳人口移動報告 / 年報(詳細集計)

本市の社会増減（転入・転出者数）の推移をみると、減少数の加速傾向がみられ、平成27年で238人の減少であったのに対し、令和元年では703人の減少となっています。

■転入・転出者数の推移(社会増減)

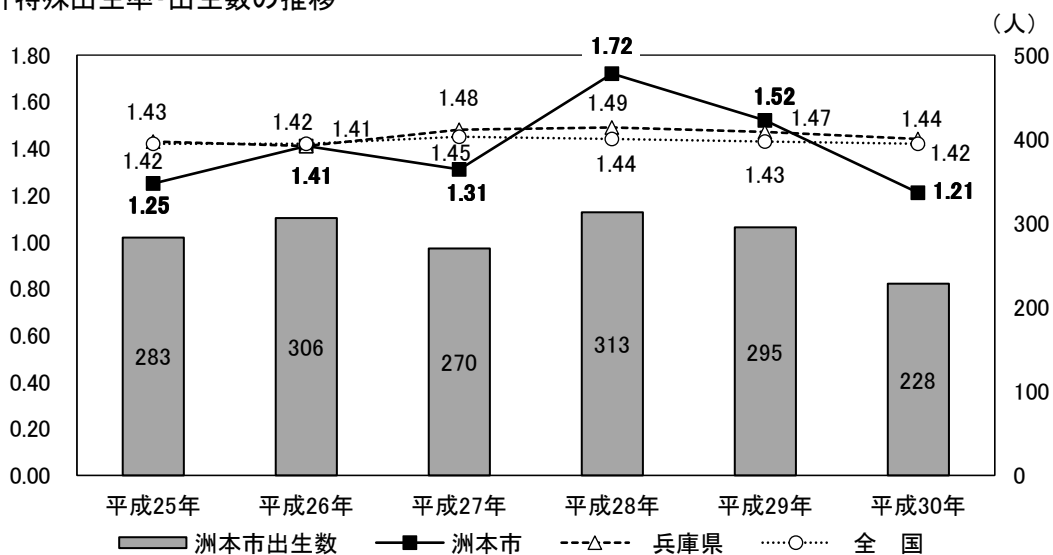


資料:兵庫県住民基本台帳人口移動報告 / 年報(詳細集計)

(4)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成 28 年と平成 29 年は全国値や兵庫県の値よりも高い数値で推移していましたが、平成 30 年は 1.21 に減少しています。出生数についても毎年 300 人前後で推移していましたが、平成 30 年は 228 人となっています。

■ 合計特殊出生率・出生数の推移

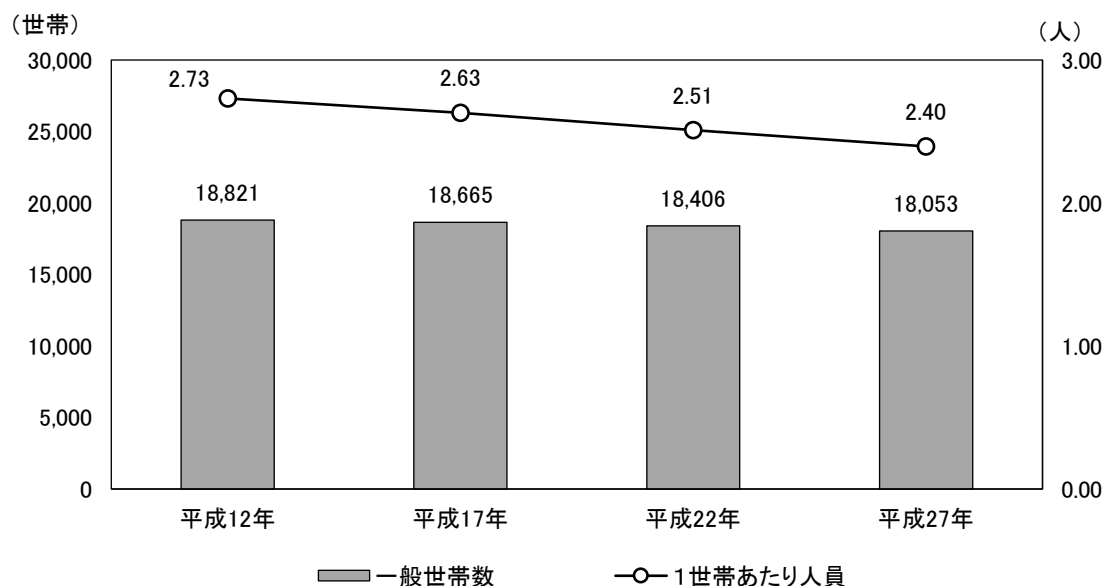


資料：※合計特殊出生率(国、兵庫県：人口動態統計)、洲本市(出生数、女性人口により独自算出)
※出生数：人口動態統計

(5)世帯の状況

世帯の状況をみると、一般世帯は平成 12 年の 18,821 世帯から、平成 27 年 18,053 世帯と減少しており、1 世帯を構成する人員数も平成 27 年で 2.40 人と減少傾向にあります。

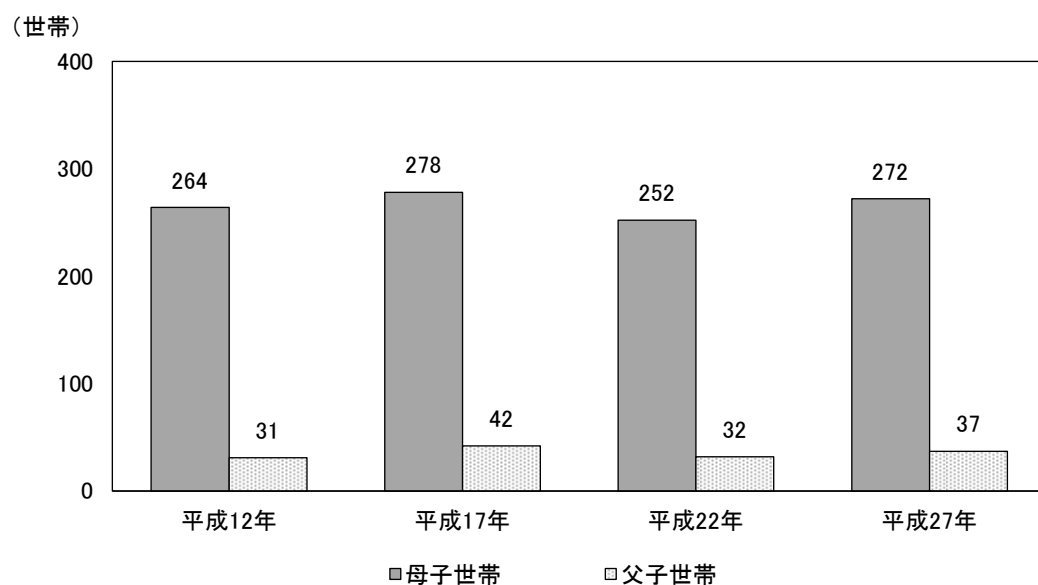
■ 世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

母子・父子世帯の状況をみると、増減を繰り返しながら推移しています。

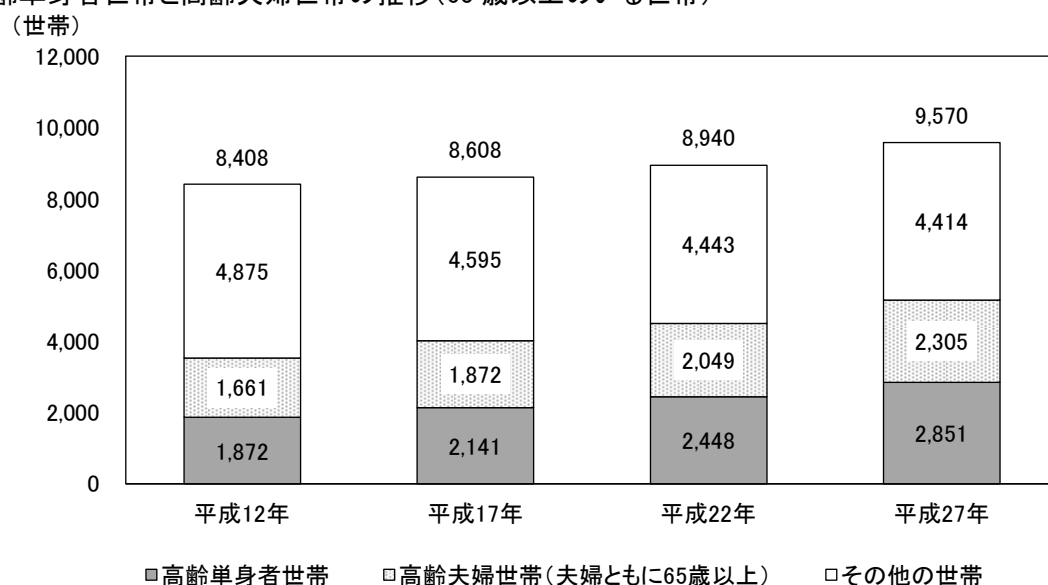
■母子世帯と父子世帯の推移



資料:国勢調査

65歳以上の高齢者がいる世帯の状況をみると、高齢化の進行に伴い、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が増加しており、今後も老老介護や高齢者の社会的孤立などが課題となります。

■高齢単身者世帯と高齢夫婦世帯の推移(65歳以上のいる世帯)



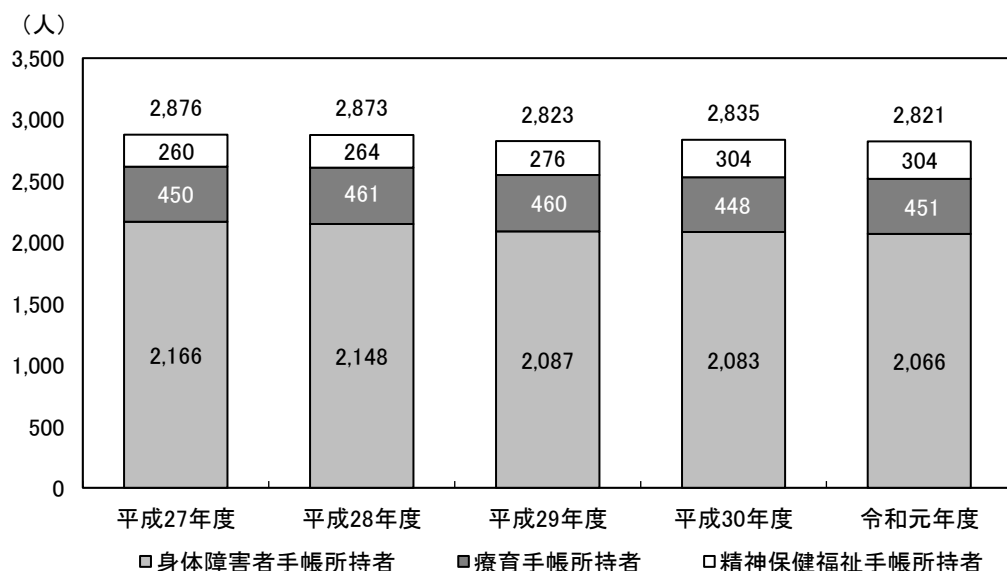
資料:国勢調査

※ここでのその他の世帯とは、65歳以上の高齢者がいる世帯で、単身、夫婦のみ以外の世帯を指します。

(6)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数についてみると、身体障害者手帳所持者は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

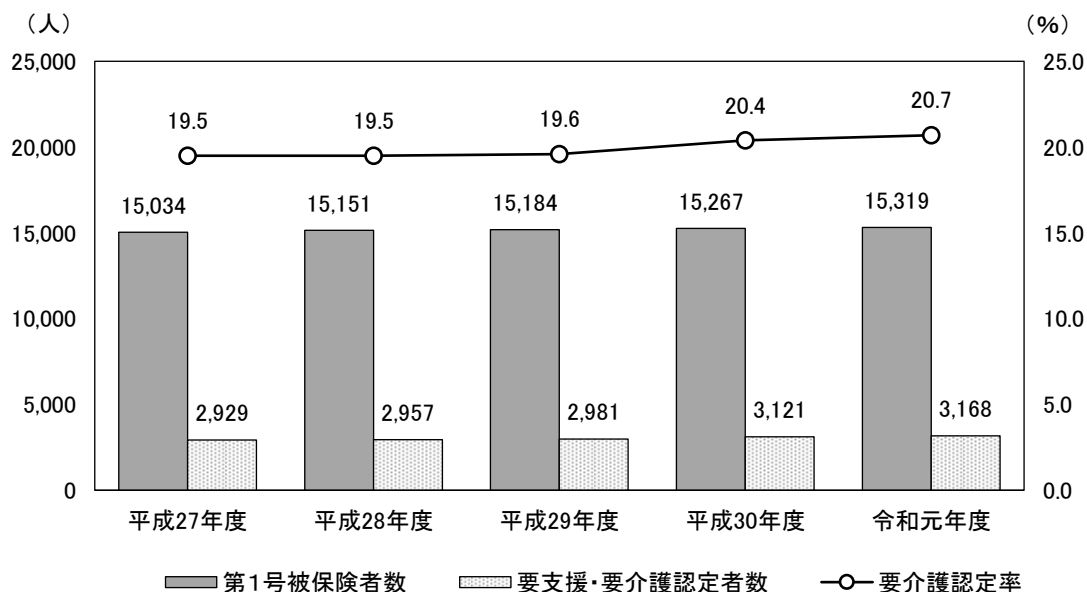


資料：洲本市福祉課（各年3月末時点）

(7)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の状況についてみると、要支援・要介護認定者数は増加を続けており、令和元年度には 3,168 人となっています。要介護認定率は上昇傾向で推移しており、令和元年度には 20.7%となっています。

■要支援・要介護認定者数と要介護認定率

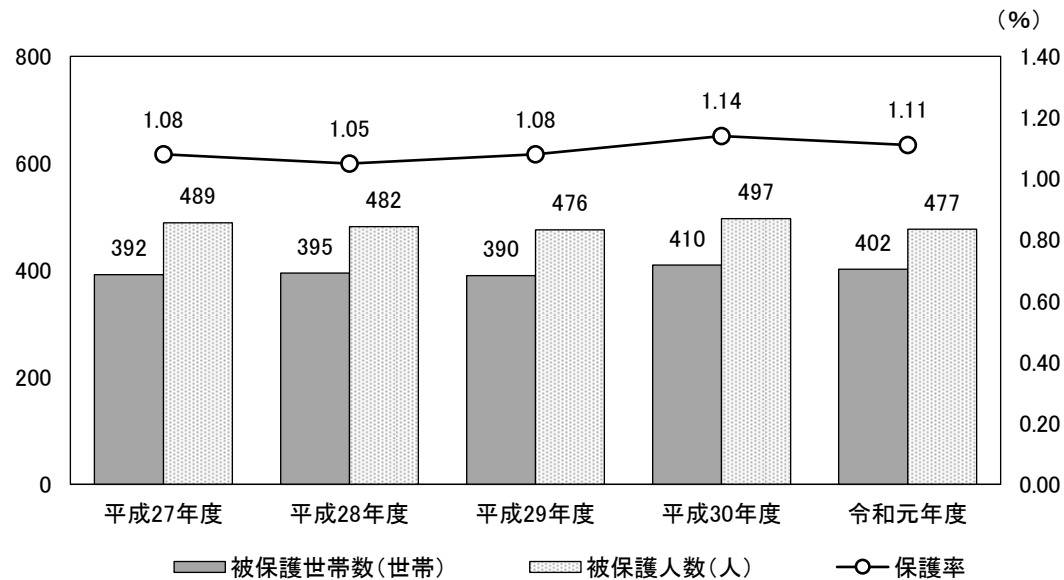


資料：介護保険事業状況報告（各年度末）

(8)生活保護の状況

被保護世帯の状況についてみると、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。

■被保護者世帯数・人員数の推移



資料: すもとの健康と福祉(各年度末)

(9)民生委員・児童委員の活動状況

本市では令和2年度時点で、125人の民生委員・児童委員と178人の民生・児童協力委員が活動しており、地域の高齢者を中心に様々な相談、支援活動を行っています。活動状況についてみると、全体的に減少していますが、相談内容の複雑化や地域における高齢者の増加など、これまで通りの取組では対応が困難な事例が多くなっています。

■ 民生委員・児童委員の活動状況

資料：洲本市福祉課(各年度末)

			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相 談 ・ 支 援 件 数	内 容 別	在宅福祉	140	101	198
		介護保険	84	36	39
		健康・保健医療	85	50	91
		子育て・母子保健	25	23	20
		子どもの地域生活	30	32	15
		子どもの教育・学校生活	44	32	33
		生活費	20	7	62
		年金・保険	12	4	6
		仕事	15	13	7
		家族関係	42	30	46
		住居	23	28	18
		生活環境	77	38	77
		日常的な支援	579	597	444
		その他	1,233	1,114	789
		計	2,409	2,105	1,845
		分 野 別	高齢者に関すること	1,461	1,143
	障害者に関すること		50	34	18
	子どもに関すること		310	271	170
	その他		588	657	408
	計		2,409	2,105	1,845
その他の 活動件数		調査・実態把握	6,385	6,224	5,470
		行事・事業・会議への参加・協力	2,744	2,534	2,216
		地域福祉活動・自主活動	4,201	3,943	3,821
		民児協運営・研修	1,568	1,497	1,557
		証明事務	1,633	1,539	1,430
		要保護児童の発見の通告・仲介	83	59	43
訪問回数		訪問・連絡活動	11,983	10,840	10,148
		その他	3,871	3,898	3,430
連絡調整回数		委員相互	4,461	4,534	4,657
		その他の関係機関	1,553	1,312	1,503
活 動 日 数			14,041	13,509	13,007

(10)地域福祉活動の状況

町内会の状況についてみると、令和2年における町内会の加入率は、平成27年と比較すると4.6ポイント低下しています。

子ども会の状況では、子ども会の数、会員数ともに減少しています。また、令和元年度の加入率を平成27年度と比較すると9.7ポイント低下しています。

老人クラブでは、クラブ数、会員数ともに減少し、令和2年の加入率は平成27年と比較すると5.2ポイント低下しています。

■町内会の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
町内会数	160	160	160	160	160	160
加入世帯数(世帯)	17,093	16,928	16,756	16,605	16,377	16,105
世帯数(世帯)	20,059	20,018	20,028	19,949	19,951	19,970
加入率(%)	85.2	84.6	83.7	83.2	82.1	80.6

資料：洲本市広報情報課

※世帯数は住民基本台帳(各年4月1日現在)

■子ども会の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子ども会数	77	74	74	75	75
会員数(人)	1,415	1,278	1,184	1,191	1,092
市内児童数(人)	2,134	2,070	2,023	2,030	1,930
加入率(%)	66.3	61.7	58.5	58.7	56.6

資料：洲本市生涯学習課・学校教育課

■老人クラブの状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
老人クラブ数	76	75	72	71	65	64
会員数(人)	4,632	4,512	4,291	4,153	3,783	3,614
60歳以上人口	18,505	18,467	18,423	18,338	18,257	18,226
加入率(%)	25.0	24.4	23.3	22.6	20.7	19.8

資料：洲本市介護福祉課

2.

これまでの取り組みと今後の課題

これまでの取り組みと施策の評価に合わせて、今年度実施した地域福祉に関係した団体への調査、同時に進めている「洲本市障害者基本計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」、「洲本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の調査結果を踏まえ、今後の課題を前回計画の基本目標ごとにまとめています。グラフについては、一部抜粋としています。

団体調査実施概要

○地域において直接市民と関わる活動をされている団体の方の考えや意見を計画策定に反映するためにアンケート調査を実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
団体	14	14	100.0%

(1)地域で支え合える人づくり

これまでの取組

- ◆担い手となる人材の育成では、民生委員・児童委員の資質向上のための研修会等を実施していることや、住民主体の「いきいき百歳体操」の継続した事業実施のため、生活支援コーディネーターによる活動の支援を実施しています。
- ◆日頃から市民が地域福祉活動へ参加できるよう、福祉学習の実施や世代間交流の推進を図っています。
- ◆地域福祉活動への理解促進を図るため、積極的にインターネットを活用した情報提供を実施しています。
- ◆誰もが健康で暮らすことができるよう、健康づくり事業と介護予防事業を実施しています。

コラム いきいき百歳体操

市の支援のもと、住民主体で地域の高齢者が週 1 回、地域の集会所などで体操を行っています。

住み慣れた地域でいつまでも、いきいきとした生活が送れるように、身体機能、生活関連動作の維持向上、生活不活発病への認識の向上、閉じこもり予防、地域でのつながりづくり等につながっています。

令和2年度の登録数:87グループ



統計資料では

- ◆少子高齢化が進行しており、地域において、高齢化による担い手不足が深刻な問題となっています。
- ◆町内会や老人クラブへの参加者数は年々減少しています。

アンケート調査結果では

〈団体調査〉

- ◆団体が関りのある地域のつながりが強いかどうかについては、「近所付き合いがあり、つながりはまあ強い」が最も多くなっています。(14 件中 10 件の回答)
- ◆地域の課題については、「世代間の交流が少ない」が最も多くなっています。(14 件中 9 件の回答)

〈障害者基本計画調査〉

- ◆障害者手帳所持者のアンケート調査では、地域の人とのつきあいは「会えば挨拶する程度」が最も多くなっています。

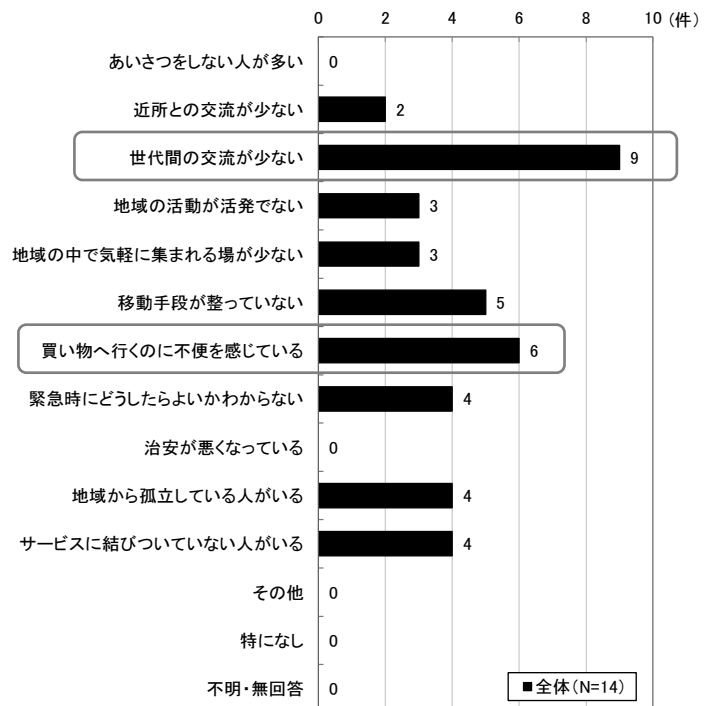
〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画調査〉

- ◆健康づくりや趣味のグループなどの活動へ参加したいかどうかについては、「参加しても良い」と感じている人が多くなっています。
- ◆一方で、健康づくりや趣味のグループ活動を企画（運営）したいかどうかについては、「参加したくない」人が多くなっており、地域のリーダー育成に課題があることがわかります。

〈団体調査〉

問 11 関わりのある地域の中で課題に感じることは何ですか。

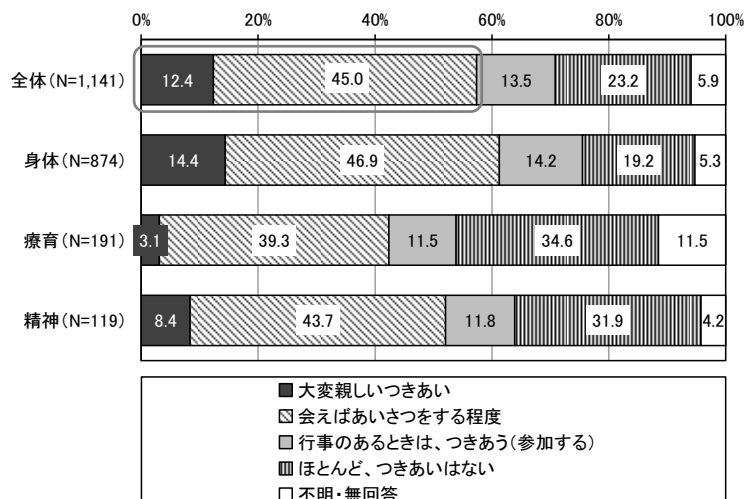
○買い物などの移動に関する課題を感じている人も多くなっています。



〈障害者基本計画調査〉

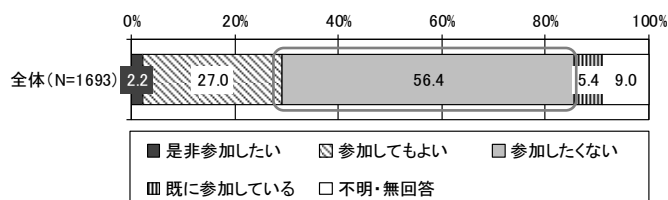
問 17 あなたは地域の人と、どのようなつきあいをしていますか。

○障害者手帳の種類によって、地域の関りに変化があります。



〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画調査〉

問5(3)健康づくり活動や趣味等のグループ活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか



○すでにある活動であれば参加したいと感じている人は多くなっています。



今後の課題

- ◆地域活動を実施する上での担い手の高齢化が大きな課題となっており、今後は、地域福祉に関係した人材の育成・確保と日頃からの交流を広げる必要があります。
- ◆積極的な情報発信は行っており、地域活動へ参加するきっかけはできているものの、各種事業の認知度を向上させ、地域活動への関心を高める必要があります。

地域の担い手の
高齢化



地域行事への
参加促進



主体的な活動へ
つなげるための
仕掛けづくり



(2)地域を支える仕組みづくり

これまでの取組

- ◆生活困窮者自立に向けた支援として、社会福祉士の相談員の配置や住居確保給付金の支給等を実施しています。
- ◆ひとり親家庭の貧困に対する支援策として、自立支援教育訓練等、就労につながる資格習得の支援を実施しています。
- ◆地域包括支援センター（24時間相談窓口）や消費生活相談体制等、市民に対する窓口の案内や身近な場所で相談が受けられるようにするなど、各種相談窓口の充実を図っています。
- ◆複雑化する課題に対応するため、関係課や関係機関との連携を強化し、民生委員・児童委員の地域ケア会議への参加など、分野を超えた連携を実現するための取組を実施しています。

コラム 介護保険・障害福祉サービスの手引きの発行

介護保険制度・障害福祉制度とサービスについて、全国一律のものから市独自のものまでを一冊にまとめ、関係する事業所や団体などへ配布しています。



統計資料では

- ◆民生委員・児童委員の活動状況をみると、全体の活動日数は減っているものの、相談を受ける内容や支援内容が複雑化しており、関係機関が連携しないと解決できない事例も多くなっています。
- ◆高齢化の進行により、要介護認定者の増加に合わせて、認知症高齢者も増加すると予測されており、介護をする家族への負担が増える可能性があります。

アンケート調査結果では

〈団体調査〉

- ◆地域の中で福祉に関する相談がある場合に、どの機関につないでいるかについては、「社会福祉協議会」が多くなっています。（14 件中 11 件の回答）また、「民生委員・児童委員」、「地域包括支援センター等の相談窓口」も次いで多くなっています。

〈障害者基本計画調査〉

- ◆障害者手帳所持者のアンケート調査で、地域で支えられている実感があるかについては、「支えられている」と感じた人が多くなっています。
- ◆相談するときに必要なこととして、「身近なところに相談窓口がある」が多くなっています。

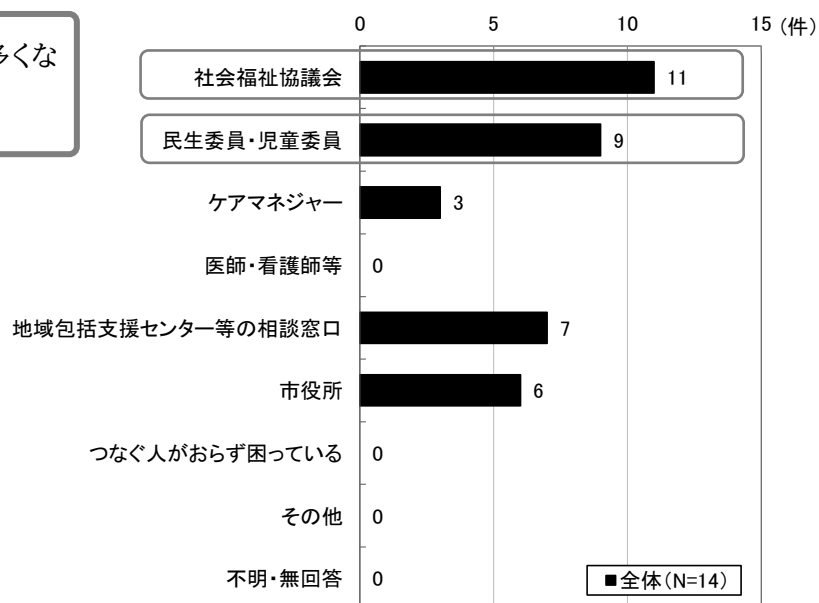
〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画調査〉

- ◆家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手として、「医師・歯科医師・看護師」が多くなっていますが、「そのような人はいない」と回答した人も多くなっています。
- ◆認知症に関する相談窓口を知っているかどうかについては、知らない人の割合が6割を超えています。

〈団体調査〉

問 14 地域の中で福祉に関する相談をされた際に、どの機関につないでいるか。

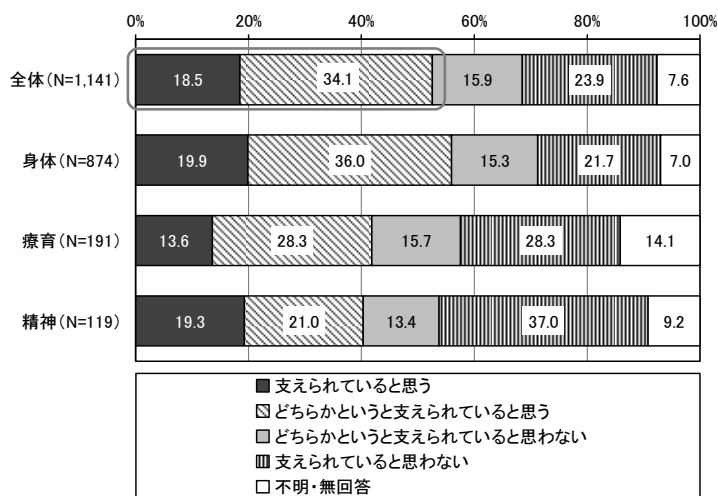
○民生委員・児童委員の連携も多くなっています。



〈障害者基本計画調査〉

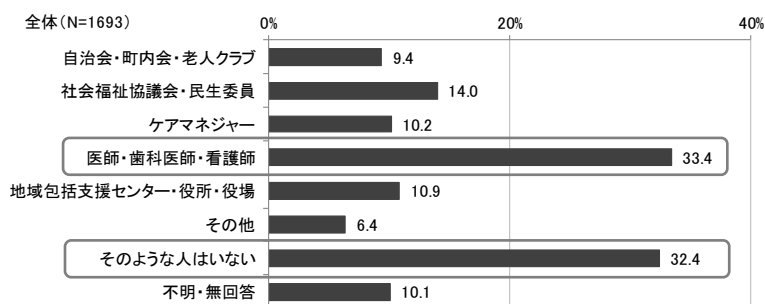
問 18 地域に支えられているという実感があるかどうか

○精神障害者は支えられていると感じていない人が多くなっています。



〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画調査〉

問6(5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手



○相談相手がいないことは社会的な孤立につながる可能性があります。



今後の課題

- ◆地域には、分野別にみると、多くの人は、相談できる相手や場所があっても、人によって誰にも相談できずに苦しんでいる人がいます。
- ◆本市は高齢化が進み、地域における課題が複雑複合的になってきています。
- ◆地域に住む誰もが、安心して暮らすことができるようにするためには、身近な相談窓口の存在が必要となります。

複雑複合化する課題がある



相談窓口の周知啓発が必要



地域状況の把握が必要



(3)つながりを大切にする福祉のまちづくり

これまでの取組

- ◆地域で支え合える環境づくりとして、民生委員・児童委員が実施している高齢者実態調査などアンケート調査を活用して、地域状況を把握し、関係機関で共有できるようにしています。
- ◆移動手段の確保として、路線バス運行の補助金やコミュニティバスの運行を実施しています。子育て世帯には、子育て応援タクシー利用料金の助成を行っています。
- ◆障害のある人もない人も理解し合える暮らしやすいまちづくりを推進するため、「すもとしコミュニケーション支援ボード」を作成・配布するとともに、「優しさを育み未来へつむぐ事業」により事業所の取組を支援しています。
- ◆地域の防犯力を向上させるため、「洲本市安全安心を守る市民大会・講演会」を実施していることや、災害時の備えとして、「避難行動要支援者名簿」を整備しています。

コラム 市内の移動手段の確保の取り組み

事業名	問合せ先	対象者 ※交付要件有
①高齢者移動手段確保事業	介護福祉課	75歳以上の独居高齢者
②障害者移動手段確保事業	障害福祉課	重度身体障害者・知的障害者(A)・精神障害者保健福祉手帳(1級)の手帳所持者
③子育て応援タクシー利用 料金助成事業	子ども子育て課	妊娠中～出産予定日から1年を経過した日の属する月末の保護者
④バス利用促進事業	企画課	①小学校、中学校、高等学校、大学等に通う学生 ②65歳以上の高齢者
⑤福祉有償運送事業	福祉課	①身体障害者手帳所持者 ②介護保険の要支援者・要介護認定者 ③その他、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害のある人
⑥公共交通の運賃の割引	事業者 交通安全協会	①障害者手帳所持者 ②65歳以上で運転経歴証明をお持ちの人

あったか友愛バスについて

市内の移動手段の確保が大きな問題となっている中で、全国でも、移動が課題となっている地域で、遊休車両を活用した乗合送迎サービスや自家用車による有償旅客運送など、様々な地域にあった移動に関する取組をされています。

市内では、平成19年より自動車教習所において、生徒用送迎車を、移動手段のないお年寄りの移動手段として活用する「あったか友愛バス」が、大野地区で運行されています。

コラム 優しさを育み未来へつむぐ事業

〈洲本市版コミュニケーション支援ボード〉

事業者等が障害のある人に必要な合理的な配慮を提供するためにかかる費用を助成します。

1. コミュニケーションツールの作成助成(点字メニュー等の作成・チラシ等の音訳経費など)
2. 物品購入助成(筆談ボード、折り畳み式スロープ、手すり等の購入経費)
3. 工事施工費(簡易スロープ、手すり等の施工経費)



コラム 市民みまもりカードの発行

急病や災害のときに、周囲や救急隊へ必要な情報を伝えられるように、かかりつけ病院や緊急連絡先などを記載したカードを、民生委員・児童委員又は市からの郵送により無料配布しています。

〔対象者〕

- ①75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④A判定の療育手帳をお持ちの方
- ⑤介護保険の要介護3から5までの認定を受けている方



統計資料では

- ◆障害のある人の状況をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。
- ◆要支援・要介護認定者は年々増加傾向にあり、障害のある人の状況と合わせて考えると、地域には支援を必要とする人が多くなっている現状にあります。
- ◆町内会の現状をみると、町内会数は変化がないものの、加入する世帯数は減少傾向にあります。
- ◆老人クラブについては、老人クラブ数の減少に合わせ会員数も減少しています。

アンケート調査結果では

〈団体調査〉

- ◆活動をする上で困っていることとして、「リーダー（後継者）が育たない」が多くなっています。（14件中9件の回答）また、新規メンバーが入らないも多くなっています。
- ◆団体の活動をする上で、行政や福祉サービスに関連した情報を入手する手段として、「社会福祉協議会の窓口、広報紙」が多くなっています。（14件中12件の回答）

◆活動の中で、見守り等の支援が必要な人や気がかりな人については、「一人暮らし高齢者」が多くなっています。(14件中12件の回答) また、「高齢者のみの世帯」「ひきこもっている人」も多くなっています。

◆地域の中に必要だと思う福祉サービスについては、「移送サービス(介護、福祉タクシー等)などの外出に関連した項目が多くなっています。(14件中9件の回答)

〈障害者基本計画調査〉

◆安心して地域で生活するためには、「医療機関の充実」「緊急時に行くことができる場所」「困ったことを相談できる場所」が必要と感じている人が多くなっています。

◆日常的に困っていることや相談したいことについては、「今の体調を維持していけるか」が多くなっています。

〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画調査〉

◆在宅生活の継続のために必要な支援として、「移送サービス(介護・福祉サービス等)」「外出同行」が多くなっています。

◆介護者が不安に感じている介護については、「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」が多くなっています。

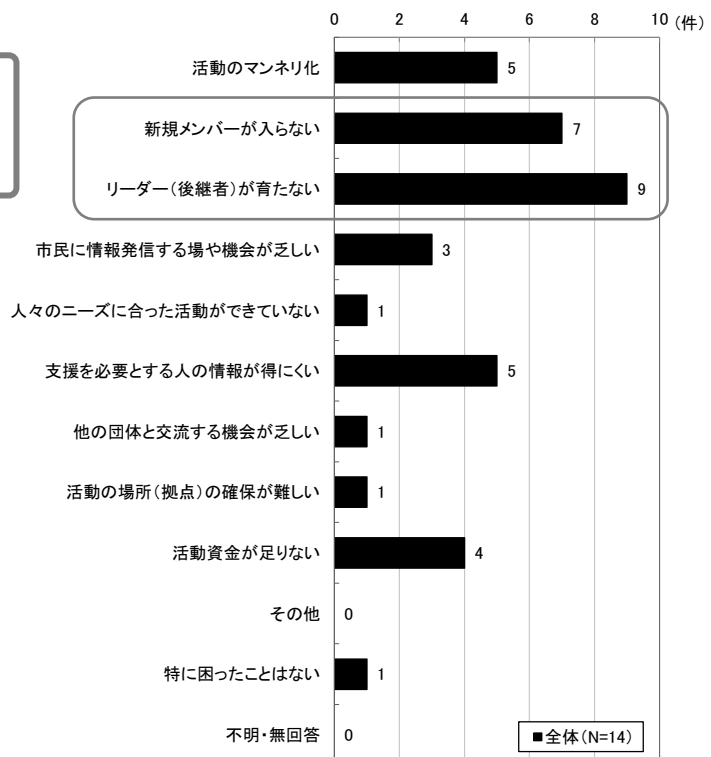
〈高齢者実態調査〉

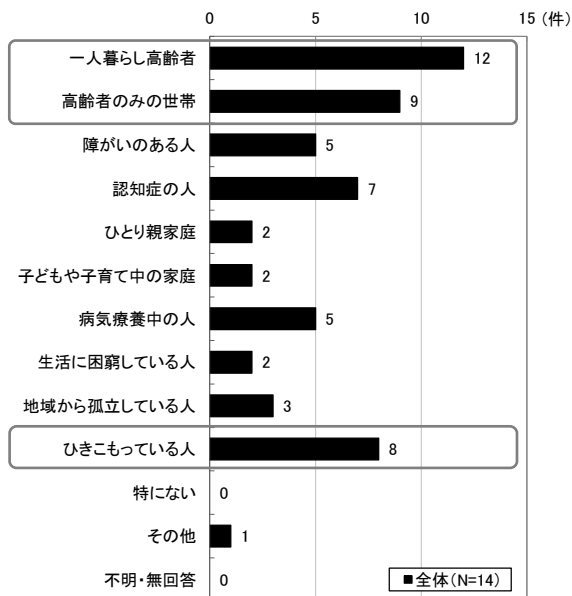
◆一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の移動手段は、「自分で、車・バイクを運転」が多くなっています。

〈団体調査〉

問6 団体が活動を行う上で困っていること

○活動のマンネリ化を感じている団体もいます。





〈団体調査〉

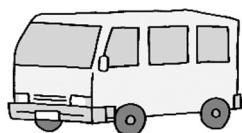
問12 見守り等の支援が必要な人や
気がかりな人

○こうした人は、地域の見守り活動の
際に発見することが多いとなってい
ます。

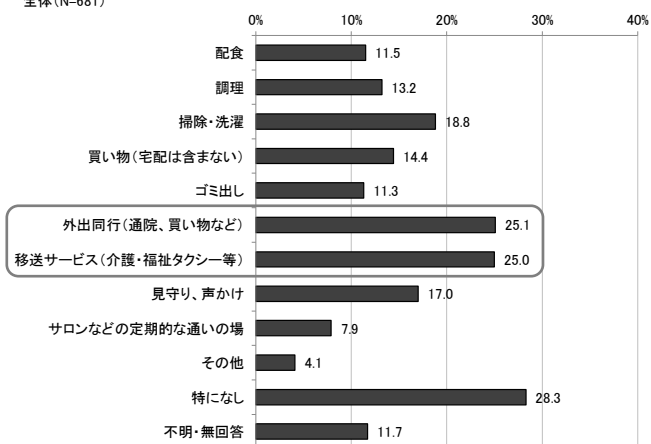


〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画調査〉 問9 地域の中で必要だと思う福祉サービス

○障害者調査でも同様の傾向
がでています。



全体(N=681)



今後の課題

- ◆障害のある人とその家族の高齢化している現状を踏まえ、高齢化の進行に関連した課題が多くなっており、課題は複雑化してきていると考えられます。
- ◆市内の移動に関して、多くの人が車やバイクを活用した移動となっており、求められているサービスについても移送に関係したサービスが多くなっています。

高齢化の進行に よる課題



移動支援の充実



地域内で支援を 必要とする人の 増加



第3章 本計画のめざすもの



1. 基本理念

本市では、第2期計画において、「人と人とのつながりを大切にし、地域で支え合うまちづくり」を基本理念に、地域に住む全ての人々が安心して自立した生活ができるよう、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、コミュニティ団体、ボランティア団体、町内会など、地域に携わる全ての人々が協力し、互いに支え合う地域福祉ネットワークの形成をめざし、福祉制度の充実に取り組んできました。

その間、地域福祉をめぐるのは、これまでの地域でのつながり不足等の課題だけでなく、全国的な少子高齢化の進行、生活困窮者への対応、障害のある人の高齢化、老老介護の問題など、課題の複雑化・多様化が進んでいます。

こうした課題に対応するため、第3期計画となる本計画においては、これまで以上に地域における課題を発見し、それを市民・事業者・行政が「我が事」として共有し、課題解決に向けて様々な支援を届け、地域として支えあう仕組みづくりや、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる居場所がある「地域共生社会の実現」を目指し、下記の基本理念を新たに設定し、地域福祉の充実にめざします。



人がつながり ささえあい
ともにつくる まちづくり



2.

基本目標

基本理念の実現をめざし、4つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

(1)地域福祉活動の活性化

地域における福祉活動の推進にあたって、担い手の確保・育成が大きな課題となっており、市民にとって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりをめざします。

また、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市の社会福祉協議会との連携により、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援していきます。

(2)地域で暮らしていくための支援

誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしい生活をするためには、健康に過ごすことができ、必要なときに適切で質の高い福祉サービスをいつでも受けられることが重要です。そのためには、市民が孤立したり生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくりも必要です。

そのことも踏まえ、生活困窮者や子育て家庭、要介護者とその家族などに対して総合的な支援の充実に努めます。

(3)総合的な相談体制の確立

地域での課題が複雑化する中で、身近な相談窓口があることは、市民にとって重要な要素になります。

誰もがいつでも気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供するとともに、各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

また、福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、様々な地域団体との連携も進め、包括的な支援体制の構築を図ります。

(4)安心して暮らすことができる環境整備

本市では、見守りや地域活動など、人と人とのつながりを広げる取り組みやきっかけづくりを提供し社会参加を促進するとともに、こうした活動や取り組みなどを円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進、移動手段の確保など、生活環境の整備に努めます。

また、災害等の緊急時に備えて避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、世界的に流行している感染症対策についての情報発信及び感染拡大に備えた体制の強化を図ります。

■今後のバリアフリー(イメージ)



■感染症の拡大を予防するための 基本的生活様式



3.

基本的な視点

本市では、平成 30 年度策定の「新洲本市総合計画」において、福祉の基本政策として「生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出」を掲げて施策を推進しています。

このたび地域福祉計画の見直しにあたり、地域福祉活動を実施している団体への調査や同時に策定を進めている「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「障害者基本計画等」で実施したアンケート調査結果をもとに、地域の現状と課題の把握を行っています。

本計画の作成にあたっては、国においても推進しているとともに、総合計画にも掲げる、子ども・高齢者・障害者など地域の市民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民の主体的な参画（我が事）と地域住民・民間団体・行政等の連携（丸ごと）を基本的な視点に掲げています。

新洲本市総合計画

〈まちづくりビジョン〉

豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本

〈基本目標〉

1. 安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり
2. 思いやりと支え合いを大切にすること豊かなひとづくり
3. 活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

〈第6章〉

生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

〈施策分野〉

1. 子育て支援の充実 ⇒ 子ども・子育て支援事業計画
2. 高齢者施策の充実 ⇒ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
3. 障害者施策の充実 ⇒ 障害者基本計画 等
4. 地域福祉の充実
5. 健康づくり・医療体制の推進 ⇒ 健康すもと21計画 等
6. 社会保障制度の適正な運営

福祉の上位計画
地域福祉計画

4.

計画体系



基本理念

人がつながり ささえあい ともにつくる まちづくり

基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	該当ページ
1. 地域福祉活動の活性化	(1) 地域福祉活動の活性化の促進	①担い手となる人材の育成	P34
		②人材交流の促進	P34
	(2) 地域福祉活動への参画促進	①交流・ふれあいの場づくりの推進	P36
		②ボランティア活動の推進	P37
	(3) 地域で支え合う仕組みづくり	①見守り活動の推進	P39
		②情報提供の充実	P39
2. 地域で暮らしていくための支援	(1) 生活支援の充実	①生活困窮者の自立に向けた支援	P41
		②就労支援の充実	P41
		③家族への支援	P42
	(2) 健幸づくりの推進	①健康づくりの推進	P44
		②介護予防の推進	P45
3. 総合的な相談体制の確立	(1) 相談支援体制の充実	①総合的な福祉相談体制の充実	P47
		②地域の相談窓口の充実とネットワークの強化	P48
	(2) 包括的支援体制の構築	①関係機関との連携	P50
		②地域における連携・協働の推進	P50
4. 安心して暮らすことができる環境整備	(1) 生活環境の整備	①バリアフリー化及びユニバーサル社会づくりの推進	P52
		②移動・交通の利便性の向上	P53
	(2) 安全・安心のまちづくりの推進	①防犯体制の充実	P55
		②災害時等の緊急時の対策	P55
		③権利擁護体制の充実	P56

第4章 施策の展開



基本目標1 地域福祉活動の活性化

(1)地域福祉活動の活性化の促進

現状・課題

- 担い手の高齢化が各分野において課題となっています。
- 福祉の各分野において、ニーズが多様化しており、コーディネーターの増員やボランティアのさらなる確保が求められています。
- 福祉活動について、各種広報や情報誌を通じて情報発信ができていますが、情報発信強化のため、情報発信回数を増やす必要があります。

方向性

人材育成のための研修事業は今後も継続して実施し、多様化するニーズに対応するための研修の実施や人材交流により、地域福祉活動の活性化を図ります。

地域みなさんに期待すること

- 市民が相談しやすくなるように、日頃から地域住民との関係づくりに努める
- 専門的な職能や技術を持つ方を招き、地域行事に参加してもらい指導者としても活躍してもらう
- 地域の人材育成等の学習の機会を利用してみる



市で取り組むこと

①担い手となる人材の育成

取組名	内容	担当課
民生委員・児童委員の質の向上	民生委員・児童委員を対象に研修会や福祉施設の視察を実施するなど、活動に必要な知識の習得、相談技術の向上に努めます。	福祉課
生活支援サービスの提供整備を行うコーディネーターの機能強化	多様化する地域の困りごとに対応するため、配置した生活支援コーディネーターを増員するなど、機能強化を図ります。	介護福祉課
リーダーの育成支援	ボランティアや住民主体の体操グループの中心的役割を果たすリーダーの確保・育成に努め、地域福祉活動の活性化を促進します。	介護福祉課
子育て支援の人材づくり	子育てサポーターや育児ボランティアなどの新たな担い手確保に合わせ、リーダーの育成を図り、地域での子育て支援を推進します。	子ども子育て課
認知症サポーター養成講座の開催	住民等を対象に、認知症についての理解や知識の普及啓発を行い、認知症の人や家族が安心して地域で暮らせることをめざします。	介護福祉課
認知症キャラバンメイトの連絡会の開催	認知症サポーターの活動の活性化を図り、認知症の人や家族の人が住みやすいまちづくりをめざします。	介護福祉課

②人材交流の促進

取組名	内容	担当課
子ども・子育てに関わる活動機会の充実	市内の保育所(園)・認定こども園、児童センター・児童館において実施している「まちの子育てひろば」事業を通して、子育てに関する活動機会の充実を図ります。	子ども子育て課
子育て支援ネットワークの充実	保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政などあらゆる関係機関とのネットワークを構築し、地域の子育て力の向上を図ります。	子ども子育て課
人材の育成を活性化するネットワークの構築	人材の育成に取り組む関係機関やボランティア団体、関係者に対して、交流の場の設置や、最新の情報や取り組みを広報紙に掲載するなど、地域を支える人づくり活動のネットワークを構築し、地域が一体となった継続的かつ効果的な人材の育成をめざします。	福祉課 子ども子育て課 介護福祉課

(2)地域福祉活動への参画促進

現状・課題

- 地域福祉活動に参加するためのきっかけづくりとして、人のつながり交流支援事業等の事業を実施しますが、事業自体の認知度を向上させる必要があります。
- ボランティアコーディネーターである社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成に向けた事業を支援しています。

方向性

地域における様々な交流を広げるためのきっかけづくりを推進します。また、ボランティア活動の推進として、ボランティアの養成や福祉学習を推進します。

地域のみなさんに期待すること

- 共通の困りごとや楽しいことなど、小さな集まりからはじめて活動につなげる
- 市民が地域行事や地域活動に参加しやすくなるように工夫する
- 組織の活性化を行う



①交流・ふれあいの場づくりの推進

取組名	内容	担当課
未就園児とその保護者への交流の機会づくり	幼稚園や保育所(園)・認定こども園などに通園していない未就園児とその保護者に対して、園庭、園舎の開放や親子登園などを通じて相談や交流機会を提供し、地域における相談機能の強化や子どものコミュニケーション能力の向上・心身の発達を促します。	子ども子育て課
親子ふれあい体験教室	子育て学習センターにおいて、未就園児と保護者などを対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、悩み相談なども実施します。	生涯学習課
人のつながり交流支援事業	世代間や地域内、地域間の交流を促進し、地域や人とのつながりを更に深めるために、まちづくりのための自主的な活動を支援します。	介護福祉課
まちの子育てひろば事業	子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、互いに情報交換ができる場を提供します。	子ども子育て課
地域のつながり拠点施設支援事業	市民活動の輪を広げるための、町内会や地域住民の活動拠点施設の整備を支援し、社会参加を促進するとともに、つながりを大切にしたまちづくりを推進します。	企画課 福祉課

②ボランティア活動の推進

取組名	内容	担当課
ボランティアの養成支援	ボランティア活動への参加を促進するため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に興味のある人や始めてみたい人に対して情報提供を行い、研修を実施します。	福祉課
ボランティアの活動の支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティアグループのスキルアップや他グループとの交流を図り、活動の活性化を支援します。	福祉課 介護福祉課
福祉学習の推進	市内の幼稚園や保育所(園)・認定こども園、小・中・高校と協力し、若年層のボランティア活動への参加を促進するための様々な講座や会を企画、開催します。	子ども子育て課
世代間交流の推進	中学生の職場体験学習として実施している「トライやる・ウィーク」の事業協力などにより、世代間交流を促進し、市民のつながりを深めます。	子ども子育て課 学校教育課

■社会福祉協議会への登録ボランティア数の推移(個人・グループ数)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
個人	人数	63	60	57	43	42
団体	団体数	113	116	107	106	104
	会員数	1,693	1,826	1,625	1,618	1,554

資料：洲本市社会福祉協議会

(3)地域で支え合う仕組みづくり

現状・課題

- 民生委員・児童委員の協力のもと、地域に住む高齢者や障害のある人の実態把握を進めています。
- facebook やホームページを活用し、子育てに関する情報発信活動や社会福祉協議会を交えた意見交換会等を実施していますが、情報提供をする回数や閲覧数などに課題があります。

方向性

地域における見守り活動を推進するため、引き続き、高齢者や障害のある人等の把握をすすめ、見守りネットワークの強化に努めます。また、様々な媒体を活用した情報発信活動の充実を図ります。

地域みなさんに期待すること

- 市民が相談しやすくなるように、日頃から地域住民との関係づくりに努める
- 地域で気がかりになっていることや不安に思うことがあれば、相談する
- 地域組織や団体、機関とつながりを持つ
- 見守りや支え合い活動の周知や、活動の継続に努める



①見守り活動の推進

取組名	内容	担当課
地域実情の把握の推進	民生委員・児童委員の協力のもと高齢者実態調査を毎年行い、実際に誰がどんな支援を必要としているかの把握に努めます。	福祉課
連携による見守り活動の強化	地域福祉に密接なテーマで定期的に研修会を開催し、民生委員・児童委員の個々のスキルアップを図るとともに、兵庫県見守り応援ネットワークに参加している民間業者との連携にも努めます。	福祉課 学校教育課 介護福祉課
見守りネットワークの強化	独居老人の安否不明など、問題が発生した場合に迅速な対応を取れるよう情報共有を徹底し、地域のつながりを最大限に活用できる仕組みづくりをめざします。	福祉課 学校教育課 子ども子育て課 介護福祉課
	地域住民や様々な関係団体、社会福祉協議会、行政などが協働し、地域における生活課題を的確に抽出し、解決できるよう、ネットワークの強化に努めます。	
情報共有のあり方の検討及び周知	個別ケースの検討会、制度・法改正などを含め、町内会をはじめ関係機関との情報共有における課題を踏まえた検討を行います。	介護福祉課

②情報提供の充実

取組名	内容	担当課
インターネットを活用した情報提供の充実	広報紙を始め、SNSやホームページなどのインターネットも活用し、子育てに関する情報など、あらゆる福祉に関する情報の提供体制を整備し、充実します。	福祉課 子ども子育て課 介護福祉課
情報共有体制の強化	的確な情報を提供するために、社会福祉協議会や地域で活動する団体の活動状況の把握に努め、情報共有体制を強化します。	福祉課 介護福祉課

基本目標2 地域で暮らしていくための支援

(1)生活支援の充実

現状・課題

○年度によって変化がありますが、生活困窮者自立支援事業等の生活困窮者にかかる事業は実施できています。

○就労支援についても、生活困窮者や障害のある人に対する支援事業は実施できています。

方向性

引き続き、生活困窮者の自立に向けた支援の実施や就労支援の充実を図ります。また、子育て家庭や高齢者、障害のある人の家族への支援の充実を図ります。

地域みなさんに期待すること

- 生活困窮者等の早期発見や地域による支援活動を推進する
- 様々な人が活躍できる場をつくり、協力し合う
- 地域組織や団体、機関とつながりを持つ
- 地域内で情報共有ができる仕組みを考える



①生活困窮者の自立に向けた支援

取組名	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階で、生活困窮状態から脱却するための就労相談やプラン作成などにより、生活困窮者の自立を支援します。また、相談件数の多い社会福祉協議会などとの連携を強化しながら事業を実施します。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に陥った人を支援するため、制度が拡充されています。)	福祉課
住居確保給付金の支給	離職により住居を失った生活困窮者などに対し、家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給します。	福祉課
生活困窮者に関する各種支援の実施状況及び成果の把握	生活困窮者に関する各種支援の実施状況及び成果を正確に把握することにより、将来にわたって、より効果的な事業を実施し、生活困窮者の自立と生活の改善につなげます。	福祉課

②就労支援の充実

取組名	内容	担当課
女性の職業能力の開発に向けた支援	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を習得できる講習会の情報を提供するなど、自発的に能力開発ができる機会を提供します。	子ども子育て課
母子(父子)家庭の貧困に対する支援策の充実	貧困家庭や生活保護家庭に対して、就労支援を軸としながらも子育てとの両立や経済的支援など、無理のない自立に向けた総合的な支援を提供します。	子ども子育て課
企業などに対する障害者理解の促進	企業などに対して障害者雇用に関する広報、啓発や各種制度の情報提供を進めます。	福祉課

③家族への支援

取組名	内容	担当課
男性の家事・育児・介護への参加の促進	男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、父親を対象に子育てに関する学習機会を提供します。そして、男性の家事・育児・介護への参加を促進し、家庭生活において男女がともに協力して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。	市民課
家族の交流機会の確保	障害者や要介護者をもつ家族が、互いに悩みを共有したり、こころの悩みや認知症などに関する理解を深めることができる場づくりに努めます。	介護福祉課 福祉課
福祉サービスの利用促進	介護する人の負担軽減が図られるよう、居宅介護、短期入所、日中一時支援などの福祉サービスの利用促進を図ります。	介護福祉課 福祉課
障害者の地域移行・地域定着に向けた支援	障害者が有する能力や適性に応じて、地域の中で生活ができるよう、グループホームなど多様な住まいの場を提供したり、相談支援体制の充実などに取り組み、地域移行・地域定着の促進に努めます。	福祉課

(2) 健幸づくりの推進

現状・課題

- 健康づくりについては、「健康すもと 21 計画」及び「洲本市食育推進計画」に基づいた事業を実施しています。
- 元気な高齢者を増やす事業として、生活不活病やフレイル（加齢により心身が老い衰えた状態）予防をテーマとした研修会や会議等を実施しています。
- さらなる事業の充実を図るためには、市民への浸透と活動できる場づくりが求められています。

方向性

市民の誰もが、からだの健康だけでなく、地域での交流や社会参加による人とのつながりにより、生きがいを感じ、こころも健康でいきいきと幸せに暮らし続けられる「健幸」づくりを推進します。

また、高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防事業により、健康の維持・増進に関わる取り組みを推進します

※「健幸（けんこう）」とは、身体面での健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、いきいきと心豊かな生活を送れることを示します。

地域みなさんに期待すること

- 健康づくりや介護予防活動が地域に普及するように取り組む
- 健康づくりや介護予防活動を通して地域のつながりをもつ
- 介護予防の必要性を考える



①健康づくりの推進

取組名	内容	担当課
健康に関する情報提供体制の強化	運動・食事知識など自身の生活習慣や健康状態への関心を高めることができるよう、誰もが簡単にできる健康向上方法の広報のほか、広報紙やホームページをはじめとした様々な媒体を積極的に活用し、情報発信体制の強化を図ります。	健康増進課
生活習慣病の発症、重症化予防対策の推進	定期的に健診を受診し、自らの健康状態を把握することで、早期からの発症予防を推進するとともに、重症化予防の対策を進めます。	健康増進課
こころの健康づくりの推進の強化	地域や職場・学校などにおいて、「ゲートキーパー養成講座」、「子どものこころの教室」を開催し、こころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発に努めます。 また、こころの問題に早期に気づき、早期に適切な対応ができるよう、関係機関と連携を強化し、支援環境を整備します。	健康増進課
健康を支える社会環境の整備	最新情報の提供や活動の周知を図るなど、地域住民が主体的に取り組む健康づくりを支援し、学校や職場、関係団体、行政などが連携、協力して、社会全体で個人の健康を支え、守ることができる環境を強化します。	健康増進課

②介護予防の推進

取組名	内容	担当課
自主的な介護予防活動の支援	健康で元気な高齢者を増やすために、「いきいき百歳体操」の一層の推進を図り、健康づくりと介護予防を推進します。 また、住民リーダーの育成支援や、参加者の体力測定・日常生活の振り返りなどの支援を行います。	介護福祉課 健康増進課
生活不活発病予防の推進	地域で実施されている取り組みの紹介や生活不活発病についての情報を提供することで、個人の介護予防意識の向上と、地域ぐるみで取り組む予防活動の普及をめざします。	介護福祉課 健康増進課
介護予防拠点の整備	施設整備交付金などを活用して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、地区の公民館などを介護予防教室や給食サービスなどを行える介護予防拠点として整備します。また、施設の老朽化に対して公共施設の再整備を検討します。	介護福祉課 健康増進課

基本目標3 総合的な相談体制の確立

(1) 相談支援体制の充実

現状・課題

- 民生委員・児童委員の見守り活動により、地域の実情の情報共有を図っています。
- 地域包括支援センターにおいては、24 時間相談窓口の設置を含め、相談事業を強化しています。
- 福祉の相談体制については、相談内容が複雑化し、解決が困難な事例も増えており、今後もますます体制の強化が求められています。

方向性

相談活動や情報提供の充実を図り、地域で支援を必要とする人が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関が連携できる体制づくりをめざします。

地域みなさんに期待すること

- 支援が必要な人に気づいた場合は市や相談機関に連絡する
- サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる
- 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる



コラム ほっとかへんネット(社会福祉法人連絡協議会)

県内では、社会福祉法人制度改革以前から、兵庫県社会福祉法人経営者協議会(以下、「経営協」)の組織化を推し進め、地域のほっとけない課題に対して、市町村域で複数の社会福祉法人が連携して協働するサポートネットワークを作っています。

また、兵庫県社会福祉協議会(以下、「県社協」)は 2020 年計画の重点的取り組みの 1 つに「社会福祉法人の地域公益活動の推進」を掲げて、平成 28 年度以降は、経営協と県社協が協働で設立を支援しています。

淡路圏域内 南あわじ市社会福祉法人連絡協議会(平成 26 年度設立)

洲本市社会福祉法人連絡協議会(令和2年度設立)

市で取り組むこと

①総合的な福祉相談体制の充実

取組名	内容	担当課
民生委員・児童委員による見守り活動	引き続き、民生委員・児童委員による見守り活動を継続し、支援を必要とする人に情報提供を行い、適切な支援につなげます。	福祉課
地域包括支援センターの情報発信の工夫・強化	困っている高齢者やその家族がより早期に相談できるよう、情報発信の内容や方法を工夫・強化するとともに、地域に直接出向き、地域の課題を把握するなど、地域包括支援センターの活動内容や知名度の向上をめざします。	介護福祉課
障害者基幹相談支援センターによる相談体制の充実	総合的な相談に対応するほか、権利擁護(成年後見制度や虐待防止の相談)、人材育成や地域のネットワークの強化など、地域における相談体制の充実を図ります。	福祉課
行政と相談支援事業所の連携強化	淡路障害者自立支援協議会の相談支援事業所部会やこども連絡会において情報共有を図り、相談支援業務の円滑化に努めます。	福祉課 学校教育課
消費生活相談体制の充実	出前講座や講演会・ホームページ等を通じて、消費生活情報の提供・周知などを行い、啓発に努め、消費者力の向上をめざします。	市民課

②地域の相談窓口の充実とネットワークの強化

取組名	内容	担当課
相談窓口の市民に対する周知	支援が必要な家庭へ確実に情報が届くよう、各学校・園への「すもと教育相談」の案内や、淡路教育事務所による「教育相談窓口」の広報を行うなど、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課
身近な場所での相談窓口の拡充	子育て世代に対して、身近な場所にある保育所(園)・認定こども園などで、開放日を設けて相談体制を充実し、関係機関と連携して子育てに対する不安や負担の軽減に努めます。	子ども子育て課
まちづくり講座の活性化	地域住民のニーズを行政へしっかりと届ける仕組みとして、地域住民と行政が一緒にまちづくりを考え、進めるため「まちづくり講座」を実施します。	介護福祉課
市民ニーズの把握	法の改正や社会情勢の変化を踏まえつつ、市で実施しているアンケート調査などを活用して、地域の実情を把握し、市民のニーズを的確にとらえた施策の推進を図ります。	福祉課

(2) 包括的支援体制の構築

現状・課題

- 地域に住む誰もが安心して暮らすことができるよう福祉分野に限らず、制度の枠を超えた連携体制の構築が求められています。
- 8050 問題（80 代の親が 50 代の引きこもりがちの子どもを養っている世帯の問題）、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯の問題）、不登校、引きこもり、親亡き後の障害者など、様々な課題を抱えながら地域で孤立している人の支援が課題となっています。
- 制度の狭間にあって適切な支援が受けられていない人を把握し、相談や必要な支援につなげて行くために、年齢や分野を超えた相談体制の構築とともに、地域団体や関係機関が連携して対応していく包括的な支援体制の整備が求められています。
- 近年、複雑化する課題に対して、組織として、包括的な視点で適切な相談・指導ができる人材の育成が求められています。
- 「洲本つながり基金助成事業」を通じて、地域団体の自主的な活動を支援しています。

方向性

民生委員・児童委員や相談支援事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者基幹相談支援センター、社会福祉協議会などの、それぞれの情報を共有し、相互に協力できるような窓口ネットワークづくりに努めます。

地域みなさんに期待すること

- 支援が必要な人に気づいた場合は市や相談機関に連絡する
- 洲本市つながり基金助成事業を活用してみる
- 地域組織や団体、機関とつながりを持つ



市で取り組むこと

①関係機関との連携

取組名	内容	担当課
関係課や関係機関との連携の強化	複合的な原因や制度の狭間にあり、解決が困難な事例などについて、対応の明確化を図るとともに、関係課や関係機関との連携を強化し、相談窓口の質の向上を図ります。	福祉課 子ども子育て課 学校教育課
小地域福祉活動（社会福祉協議会）	福祉委員活動やふれあい・いきいきサロンを実施するなど、「誰もが共に健康で安全・安心に暮らせるまちづくり」をめざして小地域ごとに実状にあった福祉活動を展開しています。	福祉課
介護支援専門員のネットワークづくり	困難事例が増えている中で、介護支援専門員連絡会を毎月定期開催し、地域の介護支援専門員のネットワークづくりや、指導、助言を行える関係づくりの構築に努めます。	介護福祉課

②地域における連携・協働の推進

取組名	内容	担当課
町内会活動への支援	町内会活動の活性化を図るため、必要な情報の提供と人材の育成を支援します。また、市民に対して、広報紙などに地域活動の情報を掲載し、周知を図ります。	広報情報課
	「洲本市つながり基金助成事業」を通して、地域のコミュニティ活動の拠点づくりを支援します。	企画課
認知症カフェの開催支援	認知症の人やその家族、各専門家や市民が集う場として、お互いに交流したり、情報交換をしたりすることを目的とした認知症カフェの開催を支援します。	介護福祉課
地域支え合い活動への支援	趣味活動や交流会など、地域住民が主体的に介護予防活動を行うユニデイサービスや、地域支え合い活動の運営を支援します。	福祉課

基本目標4 安心して暮らすことができる環境整備

(1)生活環境の整備

現状・課題

- 学校施設におけるエレベーター等の増築や多目的トイレの設置など、バリアフリー化を実施しています。
- 市内の公共施設において、老朽化が問題となっています。
- コミュニティバス運行や、高齢者・障害者移動手段確保事業等の実施により、移動手段の確保に取り組んでいますが、車・バイクが移動手段となっている市民にとって、移動手段の充実に対するニーズが高くなっています。

方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくまちづくりを目指して、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による住環境や移動手段など、生活環境の整備を進めます。

地域みなさんに期待すること

- 配慮や支援が必要な方への理解と支援方法について学び、支援する
- 地域資源を生かした配慮ある取組の推進と地域への普及を図る
- 地域でバリアフリーが進んでいない機関や移動に関する状況を把握する
- 移動に関するサービスの情報を地域の中で共有する



①バリアフリー化及びユニバーサル社会づくりの推進

取組名	内容	担当課
バリアフリー化やユニバーサル社会づくりの推進	「洲本市福祉のまちづくりの推進に関する要綱」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づくまちづくりを進める庁内推進体制を整備し、公共の建築物及び道路、公園などの公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入の推進のため、関係各課の連携をより一層強化します。	福祉課 介護福祉課
学校施設のバリアフリー化	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な改修を行うなど、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育総務課
市民、関係事業者の意識啓発	「洲本市福祉のまちづくりの推進に関する要綱」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づく公共の建築物の整備を促進するため、市民や関係事業者に対してホームページ等を活用した情報発信を実施するなど、意識啓発を促します。	介護福祉課 福祉課

②移動・交通の利便性の向上

取組名	内容	担当課
移動手段、交通の利便性の確保	コミュニティバス、デマンド交通、福祉有償運送などにより、交通空白地域、不便地域の解消を図り、市民の移動手段、交通の利便性の確保に努めます。	企画課 介護福祉課 子ども子育て課 福祉課
支援を必要とする人の移動手段の確保	移動が困難な障害者や高齢者などに公共交通の利用料を助成するなど、外出時の移動手段の確保に努めます。 ○洲本市バス利用促進事業 ○高齢者・障害者移動手段確保事業 ○子育て応援タクシー利用料金助成事業 ○外出支援事業	企画課 介護福祉課 子ども子育て課 福祉課
移動に関する地域の状況把握	ニーズに合った移動支援を実施できるよう、地域におけるコミュニティバスの利用状況や支援などを必要とする人の現状を把握します。	企画課 介護福祉課 子ども子育て課 福祉課
福祉有償運送運営協議会の開催	事業所の運営が適切かどうか、利用金額の設定が妥当かなど、定期的に協議会を開催します。	福祉課

(2)安全・安心のまちづくりの推進

現状・課題

- 近年増加する特殊詐欺に対して、市民のつどいの場に警察署員を招いての研修会を開催しており、防犯意識の向上を図っています。
- 災害時の対応として、「避難行動要支援者名簿」の定期更新や関係機関への研修会など防災対策を図っています。
- 世界的に流行している感染症に対して、感染拡大を予防する取組や正確な情報発信が求められています。
- 認知症や障害などにより判断能力に不安のある人が、安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会の協力のもと、成年後見制度についての相談や普及啓発、日常生活自立支援事業、関係機関との連携などを行っています。

方向性

安全・安心のまちづくりを推進するため、警察や関係機関、自主防犯グループなどとの連携を強化します。また、災害時要援護者の把握や防災訓練を通じて、地域の災害対応能力の向上を図ることに合わせ、世界的に流行する感染症対策など緊急時における対応の強化を図ります。

さらに、権利擁護を必要とする人に対し、権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら、きめの細かい支援を行います。

地域みなさんに期待すること

- 災害や犯罪に対する意識啓発や避難訓練への参加を促す
- 避難所や決めたルートを確認したり、災害時対応ルールをつくる
- 虐待について地域の見守り活動の推進、市や関係機関と連携・協力する
- 記憶や判断能力が心配な方がいたら、相談先へつなげる



①防犯体制の充実

取組名	内容	担当課
地域の防犯力の向上	地域での防犯活動の重要性を広く市民に再確認してもらい、地域全体の防犯力の向上を図ります。	介護福祉課
自主防犯活動の支援	防犯活動の自主的な取り組みを行うボランティア団体を支援し、地域住民による防犯の輪を広げ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。	消防防災課

②災害時等の緊急時の対策

取組名	内容	担当課
介護支援専門員及び相談支援専門員による支援体制の強化	災害時の支援体制の強化を図るため、介護支援連絡会や相談支援事業所部会、各種研修会など防災教育の場を設け、避難支援体制の構築についての周知・啓発に努めます。	福祉課 介護福祉課
「避難行動要支援者名簿」の周知と定期更新	「避難行動要支援者名簿」の周知と定期的な更新を行い、災害時における高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する支援の充実を図るとともに、名簿を地域に提供し、地域の自発的な避難体制確立に役立てます。また、災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を福祉避難所として利用できる協定の締結を事業所等に働きかけます。	消防防災課 福祉課
自主防災組織への支援	災害に強いまちづくりを推進するため、地域住民による自主的な防災訓練の支援や、防災出前講座を実施し、防災意識の向上を図ります。	消防防災課
感染症対策の充実	公共施設において、適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで、地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。	消防防災課 生涯学習課 子ども子育て課 福祉課

③権利擁護体制の充実

取組名	内容	担当課
成年後見制度利用の支援	平成30年度に社会福祉協議会に開設された「権利擁護デスク」と連携し、成年後見制度の利用が有効と認められる高齢者や障害者に対し、相談や手続きの支援を行うとともに、申し立て費用及び後見人などの報酬を助成します。 本人・親族ともに申し立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市長が代わりに申し立てをすることにより制度利用を支援します。	福祉課 介護福祉課
日常生活自立支援事業の実施	成年後見制度の利用までには至らないが、判断能力が低下した高齢者や障害者などに対し、社会福祉協議会と連携し、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行う「日常生活自立支援事業」を行うとともに、制度の普及啓発に努めます。	福祉課 介護福祉課
虐待や暴力の防止	民生委員・児童委員と連携し、高齢者や児童、障害者などへの虐待や暴力などの防止を啓発するとともに、虐待や暴力などを早期に発見し、適切な対応につなげることができる取り組みを推進します。	福祉課 子ども子育て課 市民課 介護福祉課
障害者虐待防止法及び障害者虐待防止センターの周知	障害者の権利擁護を図るため、障害者虐待防止センターの運営を行うとともに、市民に対して法制度とセンターの周知に努めます。	福祉課
障害者差別解消法の周知、啓発	障害に対する差別や偏見が無く、障害のある人もない人もともに幸せに暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、市民意識の醸成に努めます。	市民課 福祉課

コラム 権利擁護デスク(洲本市社会福祉協議会)

高齢者や障害者が日常生活を続けて行けるよう、権利擁護に関する相談受付や手続きの支援を行っています。

①成年後見・権利擁護に関する相談

相談件数 20 件、活動日件数 204 件(平成30年度・令和元年度)

②普及・啓発

③関係機関・団体との連携

④日常生活自立支援事業(金銭管理等)

⑤法人後見業務(社会福祉協議会が後見活動を行う)

・補助人就任1件、保佐人就任2件(令和2年11月時点)

第5章 計画の推進



1. 協働による計画の推進

本計画の推進においては、市民や地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、取り組みを進めていくことが必要です。地域福祉の充実は、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことで、その目的に達することができます。それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、地域福祉の推進には重要となります。

(1)役割

①市民

福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見、共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが求められます。

②町内会などの地縁組織

地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが求められます。

③ボランティア団体、NPO 法人などの多様な民間団体

地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、市民に対し、活動参加の機会を提供することが求められます。

④民生委員・児童委員

市民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域の生活課題を見出し、市や社会福祉協議会と情報を共有し、連携した活動を行うことが求められます。

⑤社会福祉法人・民間事業者

多様で上質なサービスを提供するとともに、長期にわたり経営を安定させ、地域福祉推進の拠点としての役割を果たすことが求められます。

⑥洲本市社会福祉協議会

市民の多様な福祉的ニーズに対応するため、福祉サービスを提供するとともに、市民と行政や活動団体、専門職などとの間をつなぐ役割を担い、また、関係機関と連携して地域福祉を推進することが求められます。

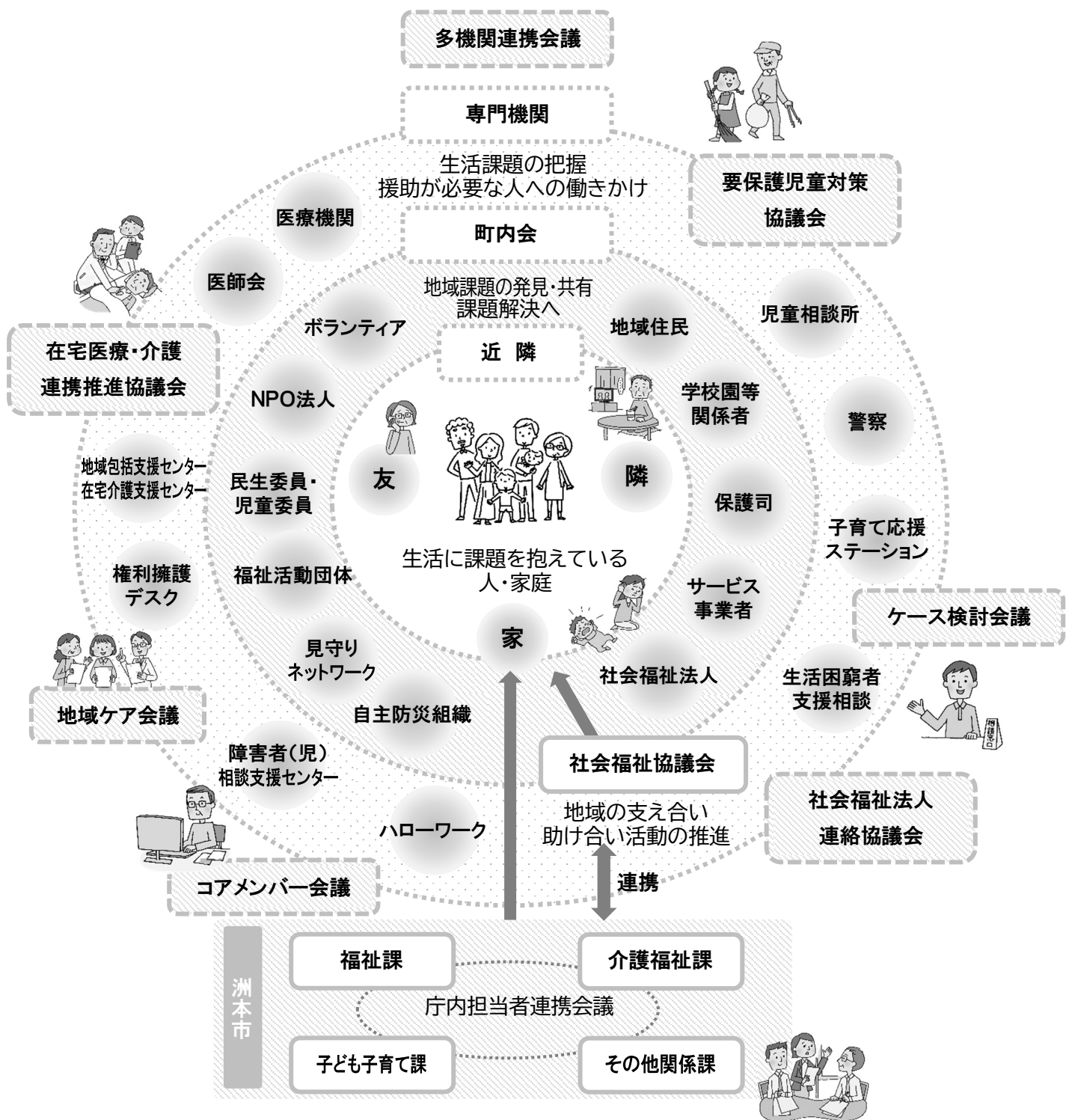
⑦行政(洲本市)

洲本市全体の福祉課題を総合的に把握し、国や県と連携しつつ、市民やボランティアなどの自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図ります。また、地域における各種団体の活動内容を把握し、相互に連携、協力を図り、団体間の交流や参加意向のある市民と団体の調整を図るなど、地域における福祉活動の推進に努めます。

(2)推進体制

計画の推進にあたり、地域福祉分野の施策と、地域福祉分野以外の施策で関連がある場合、円滑に調整や協力ができるよう、庁内各課との連携や情報共有などを図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

また、地域の福祉推進の拠点である社会福祉協議会との連携、協働は不可欠です。今後、社会福祉協議会との連携を一層強化し、福祉活動の充実を図るとともに、社会福祉協議会が行う事業を通じて、関係事業者やボランティア団体、老人クラブなどとの連携を図り地域福祉活動を推進します。



2.

評価・進捗管理

(1)計画の普及、啓発

本計画を推進するにあたり、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民にとってわかりやすい情報提供に努めます。また、本計画の趣旨や内容が市民に十分理解され、市民との協働のもと着実に推進されるよう、広報紙やホームページなどを活用し、普及、啓発に努めます。

(2)計画の進捗管理

本計画は、令和3年度から6年間で実施する計画であり、社会情勢や市の施策動向を踏まえ、計画の進捗管理を実施します。本計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討するなど、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。



1. 用語集

ア 行

淡路障害者自立支援協議会

関係機関や関係団体、障害者などの福祉、医療、教育、雇用などの関係者が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るなど、障害者などへの支援体制の整備を図ることを目的として設置された機関。

いきいき百歳体操

準備体操・筋力運動・整理体操からなるプログラムで、介護予防を目的として地域住民が主体となって運営されている事業。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略語で、オンライン上で社会的ネットワークを作り上げるシステムのこと。Facebook や LINE、Twitter などが一例。

NPO

民間非営利組織のこと。利益を追求しない、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織。

カ 行

介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険制度においてケアマネジメントを行なう専門職。居宅介護支援事業所や介護保険施設などに所属し、介護や支援を必要とする者が適切なサービスを受けられるよう、要介護認定の代行・訪問調査、ケアプランの作成からサービス実施状況の把握、費用や利用者負担分の給付管理などを一括して行なう。

ゲートキーパー

自分や家族、友人など身近な人のからだやこころのストレスサインに早めに気づき、一人で抱えるのではなく、必要時には適切な相談窓口へ橋渡しを行い、「生きることを支援する」役割。

合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数(15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計)を表す、人口統計上の指標。

コーホート要因法

年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画して運行する乗合バス。

サ 行

障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

生活不活発病

療養時に安静状態を続けるなど「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」こと。寝たきりになるケースや認知症の進行、脳梗塞などを引き起こす危険もある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

相談支援事業所

日常生活上の相談や福祉サービスの利用相談、就労の相談、権利擁護の相談など内容に応じたサービスの利用計画の作成や調整、見直しを行う機関。

タ 行

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなど、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援する機関。

デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟に運行する公共交通の一形態。

トライやる・ウィーク

中学生に働く場を見せて学習させようとする趣旨から、中学2年生を対象として実施している職場体験学習。

ナ 行

認知症キャラバンメイト

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人。

ハ 行

バリアフリー

障害者や高齢者などが、生活していく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

8050 問題

50 代のひきこもりがちな子どもを 80 代の親が養っている状態などをいいます。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるなどの問題が生じることがあります。

避難行動要支援者名簿

関係機関や民生委員・児童委員、自主防災組織などと避難行動要支援者の情報を共有することで、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を円滑に実施するための基礎とする名簿。

ヤ 行

ユニバーサルデザイン

障害の有無に関わらず、全ての人にとって使いやすいように最初から意図してつくられた施設、製品、情報、環境のデザインのこと。

要介護認定率

第 1 号被保険者（65 歳以上）に対する第 1 号被保険者の要介護・要支援認定者の割合。

2.

洲本市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うため、洲本市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 地域の福祉課題及び求められる福祉サービスの検討に関すること。
- (4) 社会福祉法第55条の2第6項に規定する地域公益事業に係る意見の聴取に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定及び推進に関し必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求

めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（略）

3.

第3期洲本市地域福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	機 関 ・ 団 体 名	役 職 名 等	氏 名	
1	学識経験者	洲本市民生委員児童委員連合会	副会長	鈴木 瞭導	◎
2		洲本市民生委員児童委員連合会	主任児童委員	山下 眞理子	
3		洲本市社会福祉協議会	会長	廣地 タマヘ	○
4	保健・医療関係者	洲本市医師会	会長	高橋 雅彦	
5		医療法人 新淡路病院	淡路圏域 コーディネーター	古東 千富	
6	社会福祉関係者	洲本市社会福祉協議会	係長	東 佑樹	
7		洲本市身体障害者福祉協会	会長	大島 清司	
8	地域住民団体	洲本市連合町内会	会長	丸山 正	
9		洲本市老人クラブ連合会	会長	中村 尚義	
10		洲本市子ども・子育て会議	会長	松山 孝博	
11	関係行政機関	兵庫県洲本健康福祉事務所	所長	鷲見 宏	
12		洲本市健康福祉部	部長	大橋 正典	
13		洲本市教育委員会事務局	次長	山本 泰平	

※◎は委員長、○は副委員長

第3期洲本市地域福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：洲本市 健康福祉部 福祉課

〒656－8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番 10 号

TEL 0799-22-3321(代表)

FAX 0799-22-1690
